

令和4年度
(2022年度)

社会福祉法人 鈴鹿聖十字会

事業計画

(社会福祉事業・公益事業)

社会福祉法人 鈴鹿聖十字会
特別養護老人ホーム 鈴鹿聖十字の家
障害者支援施設 菰野聖十字の家
特別養護老人ホーム 菰野聖十字の家
介護老人保健施設 聖十字ハイツ
ケアハウス 白百合ハイツ
聖マリアこども園
聖十字四日市老人福祉施設
菰野聖十字の家診療所

目 次

事 業 計 画 書

《社会福祉事業の部》

社 会 福 祉 法 人	鈴 鹿 聖 十 字 会	・ ・ ・ ・	p 1～ 4
特別養護老人ホーム	鈴鹿聖十字の家	・ ・ ・ ・	p 5～19
障害者支援施設	菰野聖十字の家	・ ・ ・ ・	p20～30
特別養護老人ホーム	菰野聖十字の家	・ ・ ・ ・	p31～51
介護老人保健施設	聖十字ハイツ	・ ・ ・ ・	p52～64
ケアハウス	白百合ハイツ	・ ・ ・ ・	p65～66
聖	マ	リ	ア
こ	ど	も	園
・ ・ ・ ・			p67～71
聖 十 字 四 日 市 老 人 福 祉 施 設	・ ・ ・ ・		p72～78

《公益事業の部》

菰 野 聖 十 字 の 家 診 療 所	・ ・ ・ ・	p79
---------------------	---------	-----

社会福祉法人 鈴鹿聖十字会

令和4年度 事業計画

I. 法人の基本方針

社会福祉法人鈴鹿聖十字会は、キリストの愛に基づき、福祉や医療サービスを必要とする方々に心から寄り添い、その声に真摯に耳を傾け、人間性、尊厳、さらにはその方の生きる権利を最大限に尊重する医療・保健・福祉サービスを総合的に提供できる体制を構築する。

また、法人が所有する豊かな自然環境や設備、さらに医療・介護・健康分野における専門的技術、人的資源をより効果的に活用し、新たな地域包括ケアシステムの推進、さらには自立支援、重度化防止に資する質の高い福祉サービスの実現を目指していくとともに、地域での健康で住みよい生活の実現、さらには地域包括ケアシステムの推進に向けての新たなサービス展開の具体的検討を進めていく。

法人内のサービスマネジメント体制については、感染症予防対策を継続しながら、今後の具体的業務継続計画を作成するとともに、法人本部の組織を整備、確立し、各施設での経営状況の把握及び改善策の検討、人事・給与体制や各施設の経営マネジメント、教育訓練体制を集中して管理し、より効果的な法人運営体制を構築するとともに、質の高い人材の確保に努め、さらなる利用者重視の姿勢を確立し、利用者の満足度を高めていく。

II. 鈴鹿聖十字会 令和4年度の事業内容

1. 第一種社会福祉事業の実施

- (1) 特別養護老人ホーム 鈴鹿聖十字の家の経営
- (2) 特別養護老人ホーム 菰野聖十字の家の経営
- (3) 聖十字四日市老人福祉施設の経営
- (4) 障害者支援施設 菰野聖十字の家の経営
- (5) ケアハウス 白百合ハイツの経営

2. 第二種社会福祉事業の実施

- (1) 認定こども園 聖マリアこども園の経営
- (2) 介護老人保健施設 聖十字ハイツの経営
- (3) 鈴鹿聖十字の家 老人居宅介護等事業の実施
- (4) 鈴鹿聖十字の家・菰野聖十字の家 聖十字四日市老人福祉施設
老人短期入所事業の実施
- (5) 菰野聖十字の家障害福祉サービス短期入所事業の実施
- (6) 老人デイサービスセンター 聖十字保々在宅介護サービスセンターの経営
- (7) 老人介護支援センター 聖十字保々在宅介護サービスセンターの経営
- (8) 病後児保育事業の実施
- (9) 菰野聖十字の家 特定相談支援事業の実施

(10) 菰野聖十字の家 障害児相談支援事業の実施

3. 公益事業の実施

- (1) 菰野聖十字の家診療所の経営
- (2) 居宅介護支援事業
- (3) 通所リハビリテーション事業
- (4) 訪問リハビリテーション事業

III. 令和4年度の具体的事業計画

1. デジタル田園都市国家構想の研究および推進

仕事・交通・教育・医療・福祉をはじめとする地方が抱える課題をデジタル実装を通じて解決し、誰一人取り残されず全ての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する。地域の個性を生かした地方活性化をはかり、持続可能な経済社会を目指す。特に地域住民一人ひとりの生活の質(QOL)の向上を目指すものである。今後菰野町および富士通株式会社と将来的な実現に向けての研究を進めていき、将来的な地域福祉・医療の発展に貢献していく。

2. 感染症対策、業務継続に向けた取り組みの強化

社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要である。感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、法人及び各施設において業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を計画的に実施し、より安心、満足していただけるサービス提供の基盤を構築する。

3. 専門職の安定的確保と専門的教育・施設間交流による法人内組織の活性化

より効果的な求人・広報活動を導入し、医療・福祉分野の専門職確保を進めていくとともに、法人全体で実施する研修、またその具体的な展開のための各施設での教育訓練を計画的に実施し、社会福祉法人職員として利用者の人権を守り、より良い支援を実現できる知識・技術の習得を目指す。また内部監査を法人全体の施設や部署で実施し、各施設間・職員間において人事交流や技術の研鑽、相互牽制が可能となるシステムを構築し、利用者に対するサービスの向上と標準化を図る。

4. 職員の意欲向上のための教育環境の整備および処遇改善の充実

職員が自らの意思で、将来展望を持って働き続けることができるよう、管理職、リーダー職のさらなるコーチング技術の向上、職員間のコミュニケーションの質の向上、ハラスメントの防止を目指し、同じ目標のもと、働きやすく、かつ利用者満足度の向上につながる結果を生み出すことができる組織体制を構築する。さ

らに新たな処遇改善システムを導入するとともに、人事・給与体系やキャリア形成のための明確な人事考課体制や教育研修体制を確立し、職員一人ひとりの明確な評価・目標管理を組織として継続的に実施し、能力、資格、経験等に応じた、さらなる効果的なキャリアアップ体制を構築していく。

5. 法人内マネジメントシステムを活用した客観的根拠に基づく事業経営の実施

- (1) 目標管理の徹底
- (2) 計画的人材確保と職員の配置管理
- (3) 教育・研修の充実と職員のレベルアップ
- (4) 財務・経理管理の改善
- (5) アンケートによる改善事項の分析と実行
- (6) 内部監査の充実
- (7) リスク管理の強化
- (8) 施設整備の充実
- (9) 給食センター運営体制の充実
- (10) 広報活動（ホームページなど）の充実

6. 経営基盤の強化

法人本部での適切な経営分析および効果的な業務・資源管理を行うとともに、各施設の稼働率の向上、法人施設業務の合理化、光熱費や消耗品費の徹底した無駄の排除、基準人員管理の徹底、能力評価を重視した給与・賞与制度の継続、勤労ニーズの多様化に対応するパートタイマー職員の登用や業務・人事管理ソフトの導入など経営基盤を一層強化していく。

鈴鹿聖十字会 施設・事業一覧

施 設 名	事 業 名	定員
特別養護老人ホーム 鈴鹿聖十字の家	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）事業	60
	居宅介護支援事業	---
	老人短期入所（短期入所生活介護）事業	---
	老人居宅介護等事業（訪問介護事業）	---
障害者支援施設 菰野聖十字の家	生活介護事業	75
	施設入所支援事業	60
	障害者短期入所事業	5
	日中一時支援事業	---
	特定相談支援事業	---
	障害児相談支援事業	---
特別養護老人ホーム 菰野聖十字の家	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）事業	90
	居宅介護支援事業	---
	老人短期入所（短期入所生活介護）事業	7
介護老人保健施設 聖十字ハイツ	介護老人保健施設事業	100
	短期入所療養介護事業	---
	通所リハビリテーション事業	18
	訪問リハビリテーション事業	---
ケアハウス 白百合ハイツ	ケアハウス事業	50
聖マリアこども園	幼児教育・保育一体事業	95
聖十字四日市老人福祉施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）事業	29
	老人短期入所（短期入所生活介護）事業	10
	老人デイサービス事業	30
	老人介護支援センター（四日市市委託事業）	---
	居宅介護支援事業	---
菰野聖十字の家診療所	診療所事業	---

特別養護老人ホーム 鈴鹿聖十字の家

令和4年度 事業計画

事業内容：特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） 定員 60 名
短期入所生活介護（空床利用型）
居宅介護支援
老人居宅介護事業等事業

I. 施設運営の基本方針

「施設を利用される皆様が安全に、安心して、楽しく生活していただくために、優しく、親切で丁寧なサービスを提供する」ことを基本方針とする。また科学的根拠に基づいた介護を基本とし、経験や勘に頼らない介護サービスの提供を実践する。これにより介護者がやりたい事をするのではなく、利用者が本当に望んでおられる事をお世話できる施設を目指す。

1. 「安全」について

- ・感染症への罹患は生命の危機に直結するため、施設内でまん延させることのないようにする。感染症予防委員会が策定した予防計画を全職員が再確認し、継続的に実行していく。
- ・事故の危険性を少なくするため、事故予防委員会を中心として対策を立案し、各ユニットで利用者個々の事故リスクとその対策を立案するとともに、事故・ヒヤリハット報告書を全職員で共有し、事故予防に努めていく。

2. 「安心」について

- ・入居者の皆様に「この施設にいと安心できる」「穏やかな気持ちで生活できる」と思っただけのような施設となることを目指す。このためには職員の資質向上が不可欠であり、施設内研修を実施するほか、法人内研修、外部研修にも例年以上に参加する。
とりわけ、身体拘束の廃止や高齢者虐待の防止を含めた、利用者の人権尊重に関する内部研修を実施し、入居者の方一人ひとりが常に安心して生活していただくために職員の人権意識を向上させる。
- ・「身体拘束の全廃」を目指し、身体拘束廃止委員会を中心として、当施設において身体拘束及びそれに類する行為を行わないように監視を行うとともに、緊急やむを得ない事由により拘束を行わざるを得ない場合は、早急にそれが解除できるよう、関係職種が連携しながら取り組んでいく。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染者（感染疑いを含む）が施設内で発生した場合及び自然災害発生時においても、サービス提供を継続するために当施設の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。（事業継続計画の策定）

3. 「楽しく」について

- ・利用者の方にとって大きな楽しみの一つは食事である。個々の希望に応じた食事内容を工夫するほか、行事食等の提供ができるよう、取り組んでいく。
- ・ユニット間の交流行事として、喫茶行事を毎月実施する。
- ・ユニット内あるいは同一フロアにおいて誕生日のお祝いや季節を感じていただける「イベント」を開催する。
- ・今年度においては、近隣への外出行事を前年度以上に頻繁に実施する。（感染症等の状況を見ながら）
- ・野菜作りや花の栽培、近隣の散策などを通し、入居者の方々が自然と触れ合える機会を多く持てるようにする。

II. 運営上の目標

1. 運営安定化のための稼働率向上・維持

- ・施設財政の安定化が最優先であるため、その実現のために以下の目標を掲げ、実行していく。
- ・年間ベッド稼働率目標：98%
- ・利用希望者を増加させるため、病院・居宅介護支援事業所等を定期的に訪問し、利用を呼び掛ける。また、地域の催しなどに参加しながら、施設のPRを行う。

2. 職員の資質向上のための取り組み

- ・施設内研修：年10回以上実施
- ・施設外研修：年間7名程度参加

3. 経費の節減

- ・電気・ガス・水道および消耗品類につき、使用状況を管理するとともに、物品の購入価格比較を行うことにより、支出を徹底的に削減する。

4. 人材の育成・定着化

- ・「アセッサー」資格を取得した職員を中心として、介護職員の「キャリア段位制度」の導入を図り、多くの職員が段位を取得できるように取り組んでいくとともに、そのノウハウを新入職員の教育訓練にも活用していく。
- ・ユニットリーダー研修修了者が現在3名在席。令和4年度はもう一名の職員をユニットリーダー研修に参加させ、ユニット職員の活性化をはかる。また、研修等を通じて既存職員の意欲向上を図るとともに、ハラスメントのない職場づくりを進め、退職者を前年度より減少させるように取り組む。

5. 効率化

- ・介護記録・情報共有・報酬請求等の業務効率化につながるICTを導入し、業務の効率化を図る。

Ⅲ. 各ユニットの事業計画

1. 「海」ユニット 令和4年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニットミーティングの実施	意見交換を行い、意思統一を図る。	問題点・改善点について検討。	ユニット職員	2か月に1度
行事の実施	入居者の身体機能の活性化と日々、楽しみを持っていただく。	実施計画を事前に立て、計画書を作成し、他部署と連携を取り実施する。	ユニット職員	毎月
環境整備	生活環境を整え快適に過ごしていただく。	ユニット全体の整理整頓・掃除。 適切な温度・湿度管理。 換気。	ユニット職員	随時
介護事故・ヒヤリハット	事故の防止と予防	事故発生時に他部署と連携し対応策を検討。 事故報告書を活用し介護方法の見直し。 危険箇所や危険な状況等発見時は連絡ノートに記載し注意喚起を行う。	ユニット職員	随時

2. 「大地」ユニット 令和4年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニットM	職員同士情報交換する場を作る。	意見交換することで、入居者様状態、要望など共有し、より良いケアを行えるよう努める。	ユニットリーダー	2か月に1回
感染症委員会	施設内の感染症対策	夏場については食中毒。 冬場はコロナ、インフルエンザ、ノロウイルスの対策を練る。	施設長 看護師 相談員 栄養士 ケアワーカー	3か月に1回 (5月、8月、11月2月)
ユニット内のレクリエーション実施。	生活にメリハリをつけていただく。生活意欲の向上。	毎日の音楽体操。 オセロなど。	ケアワーカー	毎日

3. 「空」ユニット 令和4年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニットミーティング	情報の共有 意見交換	日々の業務の中で改善 点等意見交換。	ユニット 職員	1回/2か月
行事	日々の生活の中 で楽しみを持 って頂く。 季節感を感じ ていただく	節分等季節に合った行 事を同フロアユニット と協力して実施する。	ユニット 職員	1回/1か月程度
レクリエー ション	日常生活の中 で楽しみをも っていただく	入居者の好みを聞きな がら行う。必要物品の購 入。	ユニット 職員	最低週1回
介護事故	事故予防	事故発生に際し内容に よって各部署と相談し 原因究明し防止策検討。 ユニットMでの検討。 ユニット連絡帳を使用 した注意喚起。	ユニット 職員	随時

4. 「太陽」ユニット 令和4年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニットミー ティングの開 催	意見交換	2か月に1回予定	ユニット 職員	随時
環境整備	快適に過 して頂くた め	・掃除の実地 ・各入居者様の必要な物 品について、ユニット職 員で検討	ユニット 職員	随時
行事实施	季節感を感じ て頂くた め	空ユニット協力の元、フ ロア職員で計画・実施	ユニット 職員	随時
介護事故・ ヒヤリハッ トについて	事故の再発 防止	事故等、発生時には原因 究明・防止策を医務・相 談員と連携をとり介護 職員に口頭・連絡ノート で防止策を徹底してい く。転倒・誤薬について は、事故原因を詳しく把 握行い、ユニット職員に 周知する。	ユニット 職員	事故発生時

5. 「星」ユニット 令和4年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
行事	季節を感じて頂く。 楽しみを持って頂く。	他職種と連携をとり季節にあった催し物を実施する。	ユニット 職員	月一回程度
ユニットミーティングの開催	意見交換を行いサービスの向上を目指す	問題点について話し合い支援方法を決定、統一を図る 事前準備を行う。(チーム職員個々で議題書を作成しミーティングの効率化を図る)	ユニット 職員 相談員 主任	2ヶ月に1回
介護事故、ヒヤリハットについて	事故防止 再発防止	3F 全職員で意見交換を行い事故に関する意識を高めリスクの共有化を図る。 他職種と連携を図り原因究明、防止策を考えていく。 口頭、連絡ノートにて注意喚起を行う。	ユニット リーダー	随時または、 月1回程度
レクリエーションの実施	日常生活の中に楽しみをもって頂く。	趣味娯楽の聞き取りを行う。 実施時間を決めスケジュールを調整する。	ユニット 職員	週に一度程度

6. 「月」ユニット 令和4年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニットミーティングの実施	意見交換の場を設け、チームの意思統一を図るとともに、問題点、改善点の洗い出しを行う。	問題点・改善点について検討し、解決策を模索し実施する。またミーティングの事前にユニット職員の意見を拾いあげる。	ユニット 職員	2か月に1回 (できれば1か月に1回)
行事の実施	行事を実施することで利用者様に	実施計画書を作成し、他部署と連携を取り実施する。また行事实施後に	ユニット 職員	毎月

	日々の生活の中で楽しみを持っていただく。 QOLの向上。	入居者の感想や意見・改善点や問題点など出し 次回の行事に生かしていく。		
環境整備とレクリエーションの実施	生活環境を整え清潔に快適に不備なく過ごしていただく。 去年度、清掃などが行き届かなかった場所を重点的に行う。	ユニット内の居室の整理整頓と掃除の実施。 適切な温度・湿度管理。 換気の実施。 計画的な清掃の実施。	ユニット職員	随時
介護事故・ヒヤリハット	事故の防止と予防	事故発生時に他部署と連携し対応策を検討し実施。 事故報告書を活用しケアの見直し。 リスクマネジメントを用いて事前に事故を防止していく。	ユニット職員	随時

IV. 各職種の事業計画

1. 栄養・調理 令和4年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
衛生	食中毒0件	・手洗い励行 ・衛生点検実施 ・水質検査実施 ・食材、器具、設備を清潔に保つ。 ・温度管理記録 ・調理後、2時間以内に喫食	調理員 管理栄養士	毎日
		・検便の実施		1～2回/月

安全	異物混入 0 件	・ 清潔な制服着用 ・ 異物注視 ・ 不要物の排除 ・ 部外者の出入り禁止		毎日
非常食	非常事態でも食事の提供を滞らせない。	・ 非常水、非常食の常備、入替 ・ 非常事態マニュアルの作成	管理栄養士	通年 入替：1 回/5 年
ソフト食の充実	摂食状態に応じた食提供	・ 麺類、御飯物、添えのソフト食を作る。	調理員 管理栄養士	4 月～順次
献立	栄養素量充実	・ 食品構成表を基に献立作成	管理栄養士	通年
行事食	サービス向上 満足度向上	・ 旬の食材を使用したイベント実施		1 回/月
調査		・ 嗜好調査の実施		1 回/年
喫茶	サービス向上 交流の場作り	・ 案内表の作成 ・ 手作り御菓子、飲み物を提供	調理員 管理栄養士	1 回/月
ミーティング	サービスの改善 仕事効率向上	・ 意見交換 ・ 問題点の改善	施設長 介護職員 調理員 管理栄養士	
栄養 ケアマネジメント	低栄養の予防 栄養改善	・ 栄養ケアプラン作成 ・ LIFE 入力	管理栄養士	4 回/年
		・ モニタリングの実施		1 回/月
		・ ミールラウンドの実施		3 回/週
教育	知識向上	・ 研修に参加	調理員 管理栄養士	4 回/年
報告	情報提供	・ 給食運営状況を保健所へ報告	管理栄養士	11 月

2. 生活相談員 令和4年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
入居調整	年間稼働率 98.5%	入居申込時に緊急性が高い場合、早めに状況調査・面談を行う。	生活相談員	通年
		入居検討委員会を定期的に開催し、入居候補者の選定を行う。	生活相談員	月1回
		施設のパンプレットを居宅介護支援事業所、病院などに配布する。	生活相談員	必要時
		空床ができた時は、居宅介護支援事業所等にショートステイの利用案内を行う。	生活相談員	必要時
入居者様、家族様対応	満足度の向上	入居者様、家族様とコミュニケーションを図り、ご要望を把握する。ご相談があったときは、迅速に対応する。	生活相談員	通年
職員教育	ユニットリーダー支援	ユニットリーダーが、円滑にユニットを運営できるように協力・助言する。	生活相談員	通年
	介護職員のスキルアップ	職員の長所・短所を把握し、適切な指導・助言を行う。	生活相談員	通年

3. 介護支援専門員 令和4年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ケース検討	サービス向上に向けた情報共有	ユニット職員を中心に各職種の意見を聴取(会議、聞き取り)。	介護支援専門員	入居者一人につき 1回/3か月
ケアプラン作成	入居者一人ひとりの生活に沿ったプランの作成	ケース検討をもとにユニット担当職員と情報共有し作成する。	介護支援専門員	入居者一人につき 6か月/1回

4. 看護 令和4年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
定期健診	健康管理と全身状態の把握	年1回 胸部X-P 採血検査等を実施 ※結果で要治療の場合、 医師の指示を仰ぐ	嘱託医 看護職員	通年 医師の指示、対象者の状態に応じて施行
衛生管理	感染予防委員会 褥瘡委員会	感染対策策定 予防接種の実施 褥瘡の予防、悪化の防止	看護職員 介護職員 嘱託医 栄養士 相談員	3か月/1回 入居時及び適宜
カンファレンス	看護、介護の問題点を探る 入居者の状態把握、情報の共有	ユニット又は必要に応じ個別 ケースカンファレンス	看護職員 介護職員 栄養士 調理員	通年 3か月/1回
研修会	入居時の状態把握、情報の共有 入退院時の医師との連携	薬剤の効用、副作用等の勉強会	嘱託医 看護職員	通年

5. 事務 令和4年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
施設財政の安定化	稼働率の向上を図る。	入院や入居までの空きベッドをショートステイに利用し、年間稼働率目標を98%以上とする。	相談員 事務員	通年
	適正な財務運営	物品在庫、使用状況を毎月事務Mにて確認し、消耗品の節約、光熱費の削減を他部署に呼び掛ける。 物品の購入価格の比較を行い、支出を削減する。	事務員	毎月
	徴収不能金ゼロ	入居者利用料の入金状況を確認し、確実に徴収する。	事務員	毎月

預り金の管理	適正な預り金管理を行い、家族様に報告する。	家族様への預り金の収支・残高の報告をする。	事務員	年4回
利用者満足度アンケート	家族様および利用者様が安心・満足されるサービスを提供する。	利用者満足度アンケートの実施および分析と、家族様への報告・回答をする。	事務員 相談員	年1回
広報誌の発行	施設の様子を利用者様、家族様にお知らせする。	広報誌「すばる」を発行する。	事務員	年4回
喫茶の開催	入居者様への楽しみ、交流の場を提供する。	季節を感じられるメニューを取り入れ、会話を楽しみながらひとときのやすらぎ感じていただく。	施設長 生活相談員 栄養士 事務員	毎月1回
職員研修会	知識・技能の習得のための研修計画と、外部研修の情報提供をする。	内部研修会の計画、外部研修会の手続きと職員への報告書の周知をする。	施設長 事務員 全員	内部 年12回 外部 随時
職員の健康維持	長く元気に勤務できる職場づくりを行う。	健康診断・ストレスチェックを実施し、結果を産業医・衛生委員会で確認、必要な対策を講じる。	施設長 産業医 生活相談員 看護主任 介護主任 事務主任 リーダー 全員	健康診断年2回 ストレスチェック年1回

コロナ対策	施設内にコロナウイルスを持ち込まない。	職員の感染症対策の徹底とプライベート等でのあり方の呼びかけ。 ワクチン接種の実施と、陽性接触者の出勤停止および検査の実施。	全員	毎日
		家族様への面会方法のお知らせ。 来訪者の玄関での検温と消毒の徹底。	生活相談員 事務員	
災害への備え	災害時、適切に対応して被害を最小限にする。	緊急連絡網の整備、避難訓練、消火訓練、通報訓練の計画と実施。	介護主任 全員	年3回
設備の適切な使用と維持管理	機械設備の無駄な使用をなくす。	空調、照明、給湯の無駄な使用がないよう常時監視する。	施設長 事務員 清掃員 全員	通年
	機械設備を適切に維持管理する。	空調、電気製品、水道衛生設備の日常の点検や手入れを丁寧に行い、常によい状態で使用する。		
敷地内の環境維持	庭を継続して美しく保つ。	芝生、菜園、駐車場、貯水池等の除草作業を行う。 花壇や玄関前に花を植え景観を美しくする。	施設長 事務員 栄養士 作業職員	通年

6. 居宅介護支援 令和4年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
利用者の確保	目標値：月30名	緊急ケース受け入れ等により地域の信頼を得る。	介護支援専門員 (居宅)	通年

V. 各委員会の事業計画

1. 介護事故防止委員会 令和4年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会の開催	事故発生予防のため	委員会を年4回開催。	担当委員	6月・9月 12月・3月
事故事例の集計・分析の実施	事故防止対策の策定のため	前年度の事故事例を集計し、内容・時間・場所等分析して職員に公表。	担当委員	6月・9月 12月・3月
事故事例の検討	事故防止対策の策定と実施	上記実施後、ユニットごとの状況に応じた事故防止策を策定し、実施する。	担当委員	委員会実施後
施設内研修の実施	職員の意識向上	職員が事故を予防するための注意点等を具体的に学習できる研修を実施する。	担当委員	年1回

2. 感染症予防委員会 令和4年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会を定期開催する。	感染予防のため	3ヶ月に1回の頻度で委員会を開催する。 参加者（委員）は施設長・看護職員・介護職員・栄養士・事務員の各職種より1名～2名。	担当委員	4月・7月・ 10月・1月
感染症・食中毒予防対策の策定	予防対策の標準化	現行の予防策を見直し、全職員が実施できる予防対策・マニュアルを策定する。	担当委員	10月末
予防対策の実施管理	予防対策が確実に実施されるため	各委員が、自分の業務範囲において予防対策が確実に実施できているかフォローする。	担当委員	11月～3月末

感染症発生及び蔓延の予防に関する訓練	感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する。	感染症発生及び蔓延の予防のための訓練(シュミレーション)の実施。	担当委員	1 月
--------------------	---	----------------------------------	------	-----

3. 身体拘束廃止委員会 令和4年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会の開催	身体拘束廃止のため	年4回の委員会を開催する。	担当委員	6月・9月 12月・3月
身体拘束実施事例の廃止検討	身体拘束ゼロを目指す	実際に行われている場合について、廃止を前提に具体的方法を協議する。	担当委員	6月・9月 12月・3月
施設内研修の実施	身体拘束廃止方針の周知徹底	介護・看護職員を対象に、その弊害や法的位置付け、廃止のための方法等を学ぶ。	担当委員	年2回
身体拘束に関する施設内監視	無断で安易な拘束をさせない	委員を中心に施設内監視を行い、無断での拘束行為があれば即刻停止させ、注意指導を行う。	担当委員	通年

4. BCP 策定委員会 令和4年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会の開催	自然災害発生時等においても、サービス提供を継続するため。	年1回の委員会を開催する。	担当委員	2 月
BCP の策定	サービス提供を継続するために実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。	年一回以上、委員会等でBCPを策定、見直しを行う。	担当委員	2 月及び適時

施設内研修の実施	BCPの周知・徹底	平時から円滑に実行できるよう準備する。	担当委員	年1回
災害等が発生した際の訓練（シュミレーション）の実施。	災害等が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する。	災害等が発生した際の介護サービス継続的に提供できる訓練（シュミレーション）の実施。	担当委員	年一回

5. 人権擁護・虐待防止委員会 令和4年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会の開催	虐待の防止のための対策を検討するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること	年1回の委員会を開催する。	担当委員	5月
高齢者虐待防止マニュアル（指針）	高齢者虐待防止マニュアル（指針）の改定	年一回以上、委員会等で高齢者虐待防止マニュアル（指針）を策定、見直しを行う。	担当委員	5月及び適時
施設内研修の実施	虐待の防止	施設内・施設外の研修に参加する。	担当委員	年1回

6. 衛生委員会 令和4年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会の開催	職場内の衛生・安全環境を確立する。	年12回の委員会を開催する。	担当委員	毎月
労働災害の未然防止やメンタルヘルス維持のための活動の計画・実施。		- 各部署の現状把握 - 対応・予防策の協議 - 活動内容の計画、実施		

7. 入居検討委員会 令和4年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会の開催	適正な入居受け入れを行う。	年 12 回の委員会を開催する。	担当委員	毎月
申込者の優先度の検討。		申し込み受付職員からの詳細な情報をもとに、入居基準に則って入居順位を決定する。		

VI. 居宅介護事業（訪問介護・介護予防訪問介護）の事業計画

1. サービス方針

「利用される皆様が、可能な限りご自宅での生活を継続していただくことができるように、優しく、親切で丁寧なサービスを提供する」ことを基本方針とする。

2. 事業計画

計 画 事 項	実施内容
運営安定化のため、年間資金収支 150 万円を目標として取り組む。	・サービス提供責任者が地域包括支援センター、居宅介護支援事業所と密接に連絡を取り合い、安定的な利用者確保を目指す。
担当職員間の連携を強化し、利用者の満足度の向上を図る。	・担当者によって利用者へのサービス内容が大きく変わることがないように、ミーティングにおいて利用者個別の状況、サービス内容、留意すべき点に関して担当者間で周知徹底を図る。 ・利用者満足度調査を年一回実施し、改善すべき点を明確にして取り組む。
利用者・家族からの苦情に対して丁寧に対応し、苦情を通して施設サービスの改善を図る。	・丁寧に苦情処理を行ったうえで、ミーティングにおいて苦情の内容、改善方法を確認し、当該利用者だけでなく、同様の問題が発生する可能性のある他の利用者に対しても同じように取り組んでいく。
職員の資質向上を図る。	・年 4 回、職員研修（居宅内部研修）を行う。また、外部研修についても、参加する機会を設ける。施設内部研修については毎月実施する。

障害者支援施設 菰野聖十字の家

令和4年度 事業計画

I. 事業内容

- ・ 障害者支援施設（生活介護事業 定員75名、施設入所支援事業 定員60名）
- ・ 障害者短期入所事業 ： 5床
- ・ 日中一時支援事業
- ・ 相談支援事業・障害児相談支援事業

II. 職員定数

看護職員、セラピストおよび生活支援員の配置数は、利用者に安心し、またその人らしい意欲的な生活の実現を目指すため、人員配置体制加算（I）基準数の配置を維持する。

III. 運営の基本方針および事業目標

「利用者と誠実に向かい合い、その人とともに生き、感じ、その方が望む生活を実現していく」という目標のもと、施設を利用されている多種多様な障害をお持ちの方が、本当に安心してその人らしい意欲的な生活の実現を目指すために、その方の不安や混乱の内容を共感し、職員がその苦しみに誠実に寄り添い、ともに課題を乗り越え、自律した生活を送ることができるように、具体的な支援やサービス提供に対し明確なプランを立て、その実現に向け努めていく。

さらに障害者虐待が生じないように不適切ケアの予防と是正に努めること、また障害を理由とする差別の多くが障害のある方に対する理解の不足から生じることから、障害特性や知識・理解を深めるとともに対人援助技術の向上を図る。また日常生活や社会生活を送る上での社会的障壁を取り除くために必要な合理的な配慮にも努める。

利用者に最も有利な支援・サービスが提供できるように職種間の連携・協力を密に取り、各職種の専門性が活かされる支援・業務体制を整備すること、併せて職員が喜々として働く事の出来る環境作りに努めていく。また、施設入所支援定員60床分の個室ユニット化が実現し、居室環境の改善や利用者のプライバシー保護が確立した今、利用者が人間としての尊厳を持ち、心から安らぎを感じる事の出来る環境を構築していく。

IV. 施設入所支援・生活介護事業（入居部門）

1. 具体的な事業計画およびその内容

計 画 事 項	実施内容
利用者に喜んでいただけるケアを実施し、利用者満足度の向上に取り組む。	・主任、副主任は定期的に職員個々から現行の業務体制や支援の課題に対する意見・要望等を聴取し、問題・課題点を整理して迅速かつ計画的に是正する。 ・サービス管理責任者は相談支援事業所と連携し、利用者からの意見・要望・不満を定期的に聴取し、問題や課題を整理し是正する。 ・コロナウイルス感染症拡大の今、利用者、ご家族様に面会の制限をせざる負えない状況を鑑み、オンライン面会にて、少しでもご家族様が安心していただけるように、生活支援員はご家族様と連携を図り、生活状況の説明や意見交換を密にするよう努めていく。また、コロナウイルス感染拡大が終息した際には、今までのような面会ができるよう体制を戻す。
人材育成	・管理監督職者は職員が互いに抱える問題意識を共有し理解し合う為に、役職ごと及び勤続年数ごとに聞き取り・助言を行う機会を持ち意欲の向上に繋げられるよう努めていく。 ・現役職の役割を明確化し、課題に対して共通の認識を持てるように協議する。 ・リーダー職は月次報告にて、半期・通期目標を挙げ、課題の整理や進捗状況を報告・発言し、管理監督職は目標達成への助言・課題の共有に努め、良い取り組みに対しては評価し意欲の向上につなげる。 ・次期リーダー職を育成するため、積極的に意見の収集や役割分担をすること、入居者の意見にしっかり耳を傾けられること、ご家族と積極的な対話ができるようにフォローしていく。フロアの課題の発見、解決方法の模索、解決の喜びを共有しながら意欲の向上を目指す。 ・管理監督職者は職員から積極的に意志の表出ができるような体制を整備・強化する。 ・新人職員に対しては意欲の向上・不安の軽減に努めるべく毎月の聞き取りと助言を6ヶ月間継続的に行い評価していく。 ・ハラスメントに対する理解を深め、働きやすい職場環境の維持に努める。

組織作り	・指示系統の明確化を図る。 ・組織のピラミッドが正に働くように役職を持った職員が意識を持ち業務遂行できるようにする。 ・役割を明確にすることで見えやすくすること。 ・問題を共有し、課題や問題解決に向けて、裁量権がどこにあるのか明確にすることで、責任感が生まれることに期待する。
感染症対策を強化する	・持ち込まない・拡げない・持ち帰らないを目指す。スタンダードプリコーションを徹底する。 ・生活支援員や同居ご家族の体調管理を含め、発熱等の疑いがある場合には施設の判断を仰ぐようにする。 ・入居部門と通所部門が分かれているが、夜勤業務が混同しているため感染リスクが上がってしまうことが考えられ、体制について改めて検討していく。 ・入浴（特浴）についても、感染対策上フロアごとが望ましいが、職員が混同しているため感染リスクが上がってしまうことが考えられ体制について改めて検討していく。
危機管理体制を強化する	・もしもの場合のマニュアル作り、どうしても夜間や急を要するときがあるため、管理監督者がいない場合でも迅速に行動できるようにマニュアルを整備する。 ・支援体制の整備と確認を進めていく。
利用者の方々が施設で健康且つ安全に過ごしていただけるサービスを提供する	・サービス管理責任者は看護職員、セラピスト、栄養士、生活支援員とのカンファレンスを定期的に行い、意見を集約し支援の方向性を明確にする。 ・各職種が連携し居室の環境整備、栄養維持、日中活動を充実させ、褥瘡の発生を防止する。 ・管理栄養士を中心に栄養モニタリングの充実を図り、利用者の栄養状態の維持を目指す。 ・報告、連絡、相談を密に行う事で、利用者の健康状態の把握に努める。 ・セラピストを中心に利用者の主疾患の知識、福祉用具・移乗用具の取り扱い方などを必要時知る事のできる環境づくりを行う。 ・感染症対策委員会を中心に、食中毒・感染症に対する知識を高める研修を実施し、対応を徹底することで、感染症予防とその拡大防止に努める。

利用者の方々が施設で有意義に過ごしていただけるサービスを提供する	・生活支援員は、利用者の意見や要望を随時聴き取り、実現に向け多職種間で協議する。 ・障害特性の理解およびコミュニケーション能力の向上を図るとともに、利用者が安心して意思表出・自己実現が出来る環境を目指す。 ・利用者のニーズに沿った年間行事予定表を作成し、多職種間連携の元で実施する。 ・利用者の意向に沿った食事が提供できるように、食事満足度向上委員会にて献立等を協議し、食事満足度の向上を目指す。また、各フロアで、食事会やおやつの会などの行事計画書を立案し、楽しみを持つ機会を提供していく。 ・年4回利用者からの希望に沿った昼食会を実施する。 ・利用者のニーズを把握しながら、継続的に参加できるレクレーションなどの日中活動を提供する。
利用者の療養および居室環境を整備し、安心且つ快適に生活していただく	・生活支援員は、施設・個室内の美化に努め、且つ、視覚的に季節を感じ喜んでいただける環境を季節ごとに応じて提供する。 ・セラピストを中心に利用者の支援において必要な福祉用具・移乗用具の調査・選定、利用者への適合確認、管理方法を検討する。
障害者スポーツ・創作活動・生産活動を実施し、楽しみや生きがいを感じられる時間を提供する	・生活支援員やセラピストを中心に、既存の活動を定期的に評価しながら継続し、且つ、「楽しみ」「生きがい」となる新たな活動を模索し提供する ・利用者の身体状況に応じた障害者スポーツを実施する。
利用者の直接の声を聞き、社会参加を進める事で、日常生活における満足度の向上を図る。	・多くのご希望をいただく外出支援であるが、コロナウイルス感染拡大に伴い、止む負えず中止させていただいているところだが、コロナウイルス感染拡大が終息した場合は、外出支援ができるように体制を整えていく。外出支援は、利用者に楽しみ、生きがいを感じていただきことができ、施設外に出る機会を持つことで社会交流機会や興味関心の持てる物・活動の幅を広げていただけるように努める。 ・サービス管理責任者は相談支援事業所と連携し、地域移行に向けた希望を利用者およびその家族に確認し、必要に応じて助言・相談を行っていく。

利用者の身体機能の維持・向上ができ活動的に過ごして頂けるよう努める	・関節可動域訓練や歩行訓練等の理学療法、創作・生産活動等の作業療法、摂食・嚥下等の訓練、言葉によるコミュニケーションに問題のある方にも豊かな生活が送れるような訓練を、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を中心に、多職種間の積極的な意見交換と情報共有を図りつつ実践する。 ・予後予測やリスク管理、社会的背景を考慮し、日常生活にそくした機能訓練、環境整備等を行っていく。
利用者の自律・権利擁護の視点に立ったリハビリテーションの実施に努める。	・利用者の声を適切に反映したリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、多職種との情報共有、支援内容の検討、実践を密に図っていく。 ・機能訓練や生活環境を整備し、コミュニケーション機器の活用することで、生活や交流を図りながら、利用者からの意思表示や自己効力感を高め、自己表現の場を増やし、社会参加への意欲向上を促す。 ・利用者が健康的な生活を維持していくために必要な事項について、セラピストや管理栄養士を中心に啓発活動を行う。
不適切ケアに対する理解を高め、利用者が人間としての尊厳を持って暮らせる環境を目指す	・不適切ケアに対しての理解を深めるために事例検討で意見交換していく。 ・2ヶ月に1度、多職種参加の虐待防止委員会を開催し、不適切と思われる具体的な事例を検討し、全職員に周知を図る事で、不適切ケアに対する意識を高めていく ・差別的な取り扱いの解消に向けて、利用者やそのご家族の声に耳を傾けながら、障壁を取り除く配慮に努めていく。
リスクマネジメント管理を適切に行い、介護事故を未然に防ぐ	・リスクマネジメント委員会や各リーダーを中心に、事故報告書及びヒヤリハット報告書の原因を明確にし、原因の奥に潜む要因を見つけ出す。要因に対して職員の動き、環境要因の改善策を上げ、周知徹底を図ることで介護事故の発生率低下を目指す。 ・生活支援員を対象に理学療法士による介護技術研修を年3回実施する事で、個々の介護技術を向上し、介護時における骨折0件を目指す。
職員のケアの質と専門性の向上、利用者・家族などとの良好な関係を築き上げるための教育訓練を実施する	・内部研修として、介護・看護職員に対し、参加形式の教育訓練を2ヵ月に1度は実施する。また、現場にとって必要と判断される外部研修・オンライン研修等に積極的に参加する。

職員の意欲が維持向上される環境づくりに努める	・主任、副主任は職員が互いに抱える問題意識を共有し理解し合う為に、年 3 回以上個別の聞き取り調査を実施し、助言を行う機会をもつことで意欲の向上に繋げられるよう努めていく。 ・管理監督職者は職員から意志の表出をしやすい環境を構築する為、積極的に声をかけていく。 ・新人職員に対しては意欲の向上・不安の軽減に努めるべく毎月の聞き取りと助言を 6 ヶ月間継続的に行い、評価していく。 ・様々なハラスメントに対する理解を深め、働きやすい職場環境の維持に努める。
職員の確保、定着に努める	・新人職員教育プログラムの整備だけでなく、指導者用マニュアルを作成する。 ・適宜、業務体制および職員配置の見直しを行うことで、全職員が嬉々として従事できる体制をつくる。 ・職員同士の情報共有を密にし、連携・協力体制をより強化する。 ・職員個々の意見、提案の汲み取りを密にし、より風通しのよい環境づくりに努める。 ・有効的な移乗用具を導入することで、介護業務の改善を図り、入居者および職員の身体的負担軽減を図る。 ・緊急対応時のフローチャートを作成し、全職員が安心して業務遂行できる体制をつくる。
適切な防災計画の策定と、地震、風水害等の緊急時に負傷者の救護やケアの提供が速やかに対応できる体制の構築をめざす。	・障害者支援施設に併設している特別養護老人ホーム、ケアハウス等とともに年 3 回以上の防災訓練を実施する。 ・あらゆる災害にも迅速かつ冷静な対応がとれるように内部研修を実施する。 ・水防法に基づく避難確保計画の策定に向けて、水害・土砂災害を含む非常災害対策を再検討し、災害時に迅速かつ的確に避難できる体制を整える。 ・緊急時にも酸素吸入や吸引器が使用できるように発電機を整備しているが、緊急時にも迅速かつ的確に発電機等の使用ができるように、介護・看護職員の研修・訓練を実施する。
施設安定経営と、適切なサービス提供確保のための施設利用率の確保	・利用者の心身の活性化と健康管理の徹底、感染症対策の取り組み強化を図るとともに、行政、関係機関とも連携をとり、空きベッドが生じない管理を徹底し、ベッド稼働率 98%を維持する。

V. 生活介護（通所）・短期入所・日中一時支援（在宅部門）

1. 具体的な事業計画およびその内容

計 画 事 項	実施内容
個々のニーズに応じたサービス提供を実施し、利用者一人ひとりの満足度・自律促進を高める。	・利用者一人ひとりが楽しく快適に過ごすことができるように、その方の声に耳を傾け、想いに共感し、一緒に課題等を乗り越え、利用者自ら意思決定できるように支援に努める。また、意思の疎通が困難な方においては、ご家族からの密なコミュニケーション、ご本人の日頃の様子や状態、表情や言動等からニーズを汲み取りサービスに反映していけるよう努める。 ・利用者、ご家族との日常会話から得られる意見や職員の気づき等を口頭や連絡ノート等の書面を通して情報共有を行い、職員全体で具体的改善策を検討・協議することで、個別のニーズに応じたサービス提供につなげる。 ・個別支援計画書は利用者、ご家族様のご意向を丁寧に確認・反映するだけでなく、その方の長所や強みに着目し、自律を高めていけるように作成する。またモニタリングの記入・評価を的確に実施することで、より良い支援につなげる。 ・短期入所ご利用の方に関しては、日中の過ごし方はもちろんのこと、夕方から翌朝にかけての過ごし方を本人様、並びにご家族様から丁寧に聞き取りを行い、普段の生活に連動する形で過ごしていただけるよう努める。また、特変時等の対応が迅速に行えるよう、職員の対応や連絡体制を整える。 ・短期入所ご利用の方がお好きな時間に居室で過ごすことができるよう、呼び出しコールや見守り等の体制を整える。
送迎サービスや介護全般に係るリスクマネジメント管理を適切に実施し、利用者の安全・安心を確保する。	・危険と予測された時点でのヒヤリハット報告書を多く作成することで、事故の未然予防および危機意識の向上に努める。転倒予防や特に事故が起きやすいことが予想される入浴での予防策を重点的に注視し施策に努める。また、重大な事故につながりやすい送迎中の事故予防を図るための施策にも十分注視し予防施策に努める。 ・発生した事故や苦情等は、原因や対応改善策を多角的に検討・協議し、定期的な評価・注意喚起を行うことで、再発防止に努める。 ・安全な送迎業務が遂行されるよう内部研修を行い、職員の安全意識を高める。 ・利用者にとって不利益となる対応やサービスが発生しないように「接遇マナー」「不適切ケア」についての内部

	研修を実施する。 ・職員全員が法人理念・倫理綱領および行動指針を十分に理解して支援・サービス提供が行えるように、適時職員への指導・教育の機会を持つ。 ・利用者の心身機能の変化がみられた際は職員間の情報共有を図り、必要に応じて支援・見守りに努める。 ・夜間、短期入所ご利用の方に特変がみられた際の職員の動きについて明確化し、突発的に起きた事に対して迅速に対応できる体制を整える。
職員個々のスキルアップを図り、チーム全体の支援力を高める。	・2ヶ月に一度、必要性に応じた内部研修を実施する。 ・外部研修に参加した職員には伝達講習を実施していただき、職員全体の知識向上に努める。 ・職員個々に日々の業務の中で感じる疑問や改善点について、職員全体で検討・協議し、職員から出たさまざまな案を試行し評価を行い、より良いサービス提供方法を模索するとともに、職員の知識・技術・意欲の向上を図る。 ・普段の業務の振り返り、見つめ直しが行えるよう、『支援振り返りチェックリスト』を記入していただき規律性・協調性の向上を目指す。
介護・看護・リハビリ部門との連携・協力体制を高め、より良いサービス提供につなげる。	・毎月実施のミーティングや2カ月に一度開催しているケアカンファレンスを通じて、利用者が抱えている課題や支援内容を多職種間で評価することで、より良いサービス提供につなげる。 ・介護・看護・リハビリといった多職種間の情報共有・共通認識を高めることで、利用者の多様な個別ニーズに適切に対応していけるように努める。 ・在宅生活の維持・向上を図っていけるように、必要な医療的ケアおよびリハビリテーションを提供する。
より安全で快適な生活が送れるように、環境面の向上を図る。	・利用者にとってより良い環境となるように、定期的に環境整備について検討する。 ・冬季はインフルエンザや感染性胃腸炎の集団感染に、夏季は食中毒に注意するとともに、日頃からの感染症対策に十分努め、利用者の安全を守る。 ・新型コロナウイルスが今も尚、猛威を振るっている状況であるため、感染症対策が限定的なものでなく、年間を通じて対策を講じていく。 ・万一の災害の発生に備え、法人内他施設と共同で避難訓練等を行う。 ・ご利用者に嘔吐などの症状がみられた際に迅速に対応できるよう、バケツや医療用ガウンなどのセット一式をデイルーム、1階短期入所のスペースに設置する。

日中一時支援事業のサービスの質の向上および利用者確保を図る。	・障害を持つ児童への関わり方やご家族様の心情心理の理解を深める研修の実施およびサービス提供方法や支援内容等について、随時職員全体で検討・協議する機会を設ける。 ・特別支援学校教員や相談機関等との連携・協力・相談体制を強化することで、家庭での生活状況だけでなく、学校での様子や適切な支援方法の情報収集に努める。 ・利用者ニーズに応じていけるように、利用調整およびサービス体制の構築に努める。 ・利用者やご家族からの聞き取りをもとに求められているニーズを把握し支援につなげる。
入居部門との協働・取り組みの機会を増やし、在宅利用者のサービスの質の向上を図る。	・ユニット職員が短期入所を利用されている方に対し支援（夜勤）の機会があるため、ご利用者の情報や状態等の共有に努め、安心安全に利用していただける環境を整える。また、短期入所新規利用者の情報は事前にユニット職員に伝達し連携を図る。
ご家族や相談機関、他事業所との報告・連絡・相談体制を強化し地域の福祉ニーズの把握に努める。	・ご家族だけでなく、相談支援事業所や市町の福祉課担当者からも、施設サービスに対するご意見・ご要望等を確認し、施設サービスの向上・改善につなげる。また、他の障害福祉サービスを利用されている方については、事業所、行政、相談支援事業所等との連携や情報共有に努め、利用者が在宅でより良い生活が送れるように、必要な助言や支援を提供していく。 ・相談支援事業所にはどのような相談内容が寄せられているのか、利用者・ご家族はどのような福祉サービスを必要とされているかの把握に努め、今後の施設施策に反映させる。
地域ニーズに応じた新しいサービス体制の検討・構築に努める。	・ご家族の就労支援等につなげていけるように、ご希望に応じて延長利用できる体制を構築する。 ・利用者、ご家族の様々なご希望に応じていけるようにサービス・業務調整に努める。 ・土曜日や祝日においても利用希望があれば可能な限り調整を行い利用していただけるよう努める。

2. 日中活動の具体的内容

計 画 事 項	実施内容
理学療法士、作業療法士等の専門職によるリハビリテーションの実施・強化を図る。 また、ご希望や身体状態に応じて生活支援員による機能訓練補助を行う。	・利用者個々のニーズや身体状態に合ったリハビリメニューを作成し、理学療法士、作業療法士によるリハビリテーションを実施する。 ・PT や OT 指導のもと、生活支援員にて実施できる機能訓練等の支援にあたる。 ＜種 類＞ ・理学療法士によるリハビリ内容 平行棒・昇降台での立位訓練、歩行器を使用しての歩行訓練、関節可動域訓練、ストレッチ、マット運動等。 ・作業療法士によるリハビリ内容 作業療法、知的訓練、創作活動等。
作業療法士、クラブ活動の先生、ボランティアの方と協力し、創作活動、生産活動の拡大・充実を図る。	・利用者の希望やニーズに合わせて、様々な創作活動や生を提供する。 ・<u>陶芸(聖十字陶房)</u> 先生の指導を受けながら作品づくりを行う。出来上がった作品は展示会で販売し、ものづくりの面白さや社会とのつながりを実感していただけるように取り組む。 ・<u>創作活動</u> 折紙、折り紙手芸、ネット手芸、ちぎり絵の提供を行い、それぞれの好みに合わせた活動を実施していただく。また、ビーズやストローをつなぎ合わせての、のれん作りも提供していく。 ・<u>タイルモザイクアート</u> 利用者の方にした絵を描いていただいた後、小さなタイルを貼り合わせ、作品をつくる。 ・<u>アロマセラピー</u> 2ヶ月に一度、有料ボランティアの方をお招きし、リラックスできるアロマの香りのなかでハンドマッサージを行う。 ※活動にマンネリ化が生じないように、日々創作活動内容を模索しながら新しい物を取り入れ提供できるよう努めていく。
レクリエーション、日中活動、余暇活動、グループ活動等の拡大・充実を図るとともに、季節行事や外出支援、社会適応訓練等を実施する。	・利用者の希望に沿いながら、日中（余暇）活動、レクリエーションの拡充を図る。 ・楽しみながらできる運動や機能訓練等につながるレクリエーションを提供する。 ・明るく楽しい雰囲気の中で、利用者同士によるコミュニケーションや交流の場を提供・支援する。

	・四季を感じられる行事の開催、年1回以上はご希望を反映させた外出支援等を実施する。 ・フロアのパソコンや施設のネット環境を活用し、インターネットや通信ゲーム等を楽しめる環境を提供する。
--	---

VI. 特定相談支援事業・障害児相談支援事業

運営の基本方針および事業目標

地域で暮らす障害のある人が自律した日常生活又は社会生活を営むことができるように、サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援、また障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援していく。

1. 具体的な事業計画およびその内容

計 画 事 項	実施内容
利用者に安心・満足していただける専門性の高い相談対応を行い、利用者個々のニーズにあったサービス等利用計画を作成する。	・自律の促進に向けた適切なサービス等利用計画となるように、ご本人・ご家族の意向・ストレングス等の把握、生活状況やサービス事業所の利用状況等の確認に努める。 ・利用者の相談に丁寧に取り扱うことで安心して利用していただけるように努める。 ・モニタリング時以外にも障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者、医療機関の医師やソーシャルワーカー、教育機関の教員等と密接な連携を図り、必要な情報を積極的に把握する。
相談支援専門員としてのスキルアップを図る。	・知識や技量獲得に必要と判断される外部研修に積極的に参加する。 ・他の相談支援事業所や市町ケースワーカーと積極的に連携・協力を図りながら運営する。
新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努める。	・新型コロナウイルスの感染拡大の状況を考慮し、担当者会議や訪問等については状況を見つつ参加し、オンライン等にての実施も取り入れていく。 ・新型コロナウイルスに罹患しないよう体調管理を充分行うことと、手指消毒等の予防に努めていく。

特別養護老人ホーム 菰野聖十字の家（ユニット）

令和4年度 事業計画

事業内容： 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） 定員 60 名（6 ユニット）
短期入所生活介護（空床利用型）

I. 施設運営の基本方針

「施設を利用される皆様が、それまでの暮らしをできるだけ継続でき、安全に、安心して、楽しく生活していただくためのサービスを提供する」ことを基本方針とする。

① 「暮らしの継続」について

- ・入居される方の生活史、生活リズム、こだわりなどについて、ご本人やご家族に聞き取りなどして確認し、それをもとに施設サービス計画を立案してサービス提供を行うことで、その方の生活が、できるだけ以前のものと大きく変わらないように配慮していく。

② 「安全」について

- ・感染症への罹患は生命の危機に直結するため、施設内でまん延させることのないようにする。感染症委員会が策定した予防計画を全職員が再確認し、継続的に実行していく。
- ・事故の危険性を少なくするため、リスクマネジメント委員会を中心として対策を立案し、各ユニットで利用者個々の事故リスクとその対策を立案するとともに、事故・ヒヤリハット報告書を全職員で共有し、事故予防に努めていく。

③ 「安心」について

- ・入居者の皆様に「この施設にいと安心できる」「穏やかな気持ちで生活できる」と思っただけのような施設となることを目指す。このためには職員の資質向上が不可欠であり、法人内研修や施設内研修を実施するほか、リモートの外部研修にも参加していく。
- ・「身体拘束の全廃」を目指し、委員会を中心として、当施設において身体拘束及びそれに類する行為を行わないように監視を行うとともに、緊急やむを得ない事由により拘束を行わざるを得ない場合は、早急にそれが解除できるよう、関係職種が連携しながら取り組んでいく。

④ 「楽しく」について

- ・感染状況を見ながらユニット間の交流行事を実施する。
- ・ユニット内あるいは同一フロアにおいて、食事会やお菓子作り、お茶会などの小規模なイベントを実施できるようにする。

- ・花の栽培、庭の散策などを通し、入居者の方々が自然と触れ合える機会を多く持てるようにする。
- ・ドライブ、散策、外食、喫茶等、入居者の方々の外出の機会を確保する。

II. 運営上の目標

1. 運営安定化のための稼働率向上・維持

施設財政の安定化が最優先であるため、その実現のために以下の目標を掲げ、実行していく。

年間ベッド稼働率目標：98%

利用希望者を増加させるため、病院・居宅介護支援事業所等を定期的に訪問し、利用を呼び掛ける。また、地域の催しなどに参加しながら、施設のPRを行う。

2. 経費の節減

電気・ガス・水道および消耗品類につき、使用状況を管理するとともに、物品の購入価格比較を行うことにより、支出の削減に努める。

3. 人材の定着化・育成

安定したユニットケアの提供をするためには職員の定着化促進と育成は不可欠の課題である。

人数としては安定化しつつあるが、この状況が継続できるよう、I-③に掲げた人材育成を実施するとともに、働きやすい職場を作るよう、様々な取り組みを行う。

今年度は、高校新卒の介護職員を迎える予定であるため、その育成には十分に注意を払い、本人が意欲をもって勤務を継続できるようにすることで、次年度以降の新卒採用につなげていきたい。

4. 効率化

すべての職員が事業所内の各パソコンにて事故・ヒヤリハット報告書、通達、研修報告書、議事録などの回覧、確認ができるシステムを構築し、ペーパーレス化及び業務の効率化を図る。

Ⅲ. 各ユニットの事業計画

1. 「風」ユニット 4年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニットミーティングの実施	意見交換を行い、入居者サービスの向上を目指す。	ユニット内における問題点や改善点について検討し、サービス内容の振り返りや個別の支援を見直す。	ユニットリーダー	3ヶ月に1回
事故・ヒヤリハットの検討について	事故の発生予防と再発防止を図るため。	事故・ヒヤリハット発生時に4F両ユニットで速報にて共有・検証を行い、対応策についても協議し再発防止に努める。	ユニット職員	ヒヤリハット、事故発生時
行事お楽しみ会の開催	入居者の生活満足度の向上、気分転換を図るため。	担当職員を設け、入居者に合った催し物を見つける。少人数での実施や4Fユニット全体での交流を実施していく。	ユニット職員	随時
ユニットの玄関や共同生活室の飾りつけ	家庭の温かさや季節を感じられる飾りつけと、植物を置くことで癒しの効果を狙う。	施設的ではなく家庭的な雰囲気作りと、季節や行事に合った飾りつけ、また目に触れる場所に植物を置き、変化を楽しむ。	ユニット職員	随時

2. 「虹」ユニット 4年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニットミーティングの実施	サービスの向上を目指して、職員同士の意見交換や情報共有を図る。	ユニット内での問題点や改善点を見直す。サービスを決定し、統一を図る。	ユニットリーダー	3ヶ月に1回
ヒヤリハット、介護事故の検討	事故の再発防止と、事故を未然に防ぐため。	事故・ヒヤリハット発生時に4F両ユニットで速報にて共有・検証を行い、対応策についても協議し再発防止に努める。	ユニット職員	ヒヤリハット、事故発生時

行事・レクリエーションの開催	活動によって利用者様の気分転換を図るとともに、生活満足度の向上を図る。	担当職員をつけて、利用者様に合ったレクリエーションを模索、実施していく。少人数での実施や4Fユニット全体での交流を実施していく。	ユニット職員	随時
ユニットの玄関や共同生活室の飾りつけ	季節の移り変わりを感じ、楽しんでいただくため。また、緑の植物を配置することで無機質になりがちな空間に温かみを演出する。	四季折々の行事に合った飾りつけを実施していく。	ユニット職員	随時

3. 「太陽」ユニット 4年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニットミーティングの実施	入居者へのケアの統一を図り、サービスの向上を図る。	入居者の日々の様子を観察し、サービス内容やケアの意直しを行う。	ユニットリーダー	3ヶ月に1回
ヒヤリハットや事故の検討について	再発と事故防止に努める	ヒヤリハットや事故発生時に速報を出し、5階ユニットで情報を共有する。発生したヒヤリハットや事故に対して検証し再発の防止に努める。	ユニット職員	ヒヤリハット、事故発生時
レクリエーションやお楽しみ会の実施	気分転換を図り、楽しいと思える時間を共有する	担当者を設け、季節に見合った行事やお楽しみ会を開催する。	ユニット職員	随時

4. 「空」ユニット 4年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニットMの実施	入居者のサービス向上、ケアの統一、ユニット内での問題点等の意見交換を行う。	ユニット内での問題点やサービス内容の見直し、意見交換を行い、個別サービスの向上・ケアの統一を図る。	ユニットリーダー	3ヶ月に1回
リスクマネジメント	事故・ヒヤリハットの情報共有と再発防止を図る為。	事故・ヒヤリハット発生時、速報にて情報共有。対応策を検討し、口頭・日報にて5階職員に周知し再発防止に努める。	ユニット職員	ヒヤリハット、事故発生時
行事・レクリエーションの実施	入居者の気分転換・生活満足度の向上を図る為。	担当職員を決め、随時実施していく。季節合った行事を行い、四季を感じていただく。	ユニット職員	随時

5. 「星」ユニット 4年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニットミーティングの実施について	入居者の個別ケアカンファレンスの実施、伝達・申し送り、内部研修の実施。	入居者個々にカンファレンスを実施しサービスの見直しを行い、サービス向上やケアの統一化を図る。また内部研修を開催し、知識を高め業務に活かしてもらう。	ユニットリーダー	3ヶ月に1回
リスクマネジメントについて	様々なリスクの共有、事故の防止。	ヒヤリハットや事故発生時にはユニット職員にて話し合い、原因を追究し・改善策を検討する。また必要に応じてフロア職員に口	ユニット職員	ヒヤリハット、事故発生時

		頭・連絡ノート・日報にて周知しヒヤリハットや介護事故について共有化を図り発生を予防する。		
レクリエーション・施設行事について	入居者の気分転換を図り楽しんで頂く。また季節を感じて頂く。	担当職員を設定し、随時実施していく。また協力ユニットの入居者と合同でも実施していく。	ユニット職員	随時

6. 「月」ユニット 4年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニットミーティングの実施	職員間での意見交換を行い入居者へのサービス向上を目指す。 またサービスの統一を図る。	入居者一人一人に合ったサービスを検討する。検討したサービス内容の統一化を図る。 またユニット内での問題点があれば改善案を検討する。	ユニットリーダー	3ヶ月に1回
事故、ヒヤリハットの再発防止	事故やヒヤリハットの再発防止に努める。	報告書や申し送りノートを活用し情報を共有する。また事故発生時は対応策を検討し、再発防止に努める。	ユニット職員	ヒヤリハット、事故発生時
行事やレクリエーションの実施	利用者に楽しみを持った生活を送って頂く。	担当職員を設け随時実施していく。利用者に合った催し物を提供していく。	ユニット職員	随時

Ⅲ. 各職種の事業計画

1. 生活相談員 4年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
入居調整	年間稼働率 98%	施設見学・入居相談があるときは、真摯な対応を心掛け、分かり易い説明を意識し、優先的に対応する。	生活相談員	通年
		入居検討委員会を定期的開催し、入居候補者の調整を行う。	生活相談員	月 1 回
		外部の病院、居宅の事業所と入居及びショートステイの受け入れの調整を行う。	生活相談員	必要時
		施設のパフレットを居宅介護支援事業所、病院等に配布する。	生活相談員	必要時
入居者様、家族様とのコミュニケーション	満足度の向上、不安や不満の把握と解消	入居者様、家族様とのコミュニケーションを密に図り、施設生活における入居者様の要望を確認したり、生活の様子を家族様に報告する。 ご質問、ご相談、苦情がある時は、迅速に対応する。	生活相談員	通年
職員教育	介護職員のスキルアップ	各職員の課題を把握し指導・助言する。副主任と協力し、職員の業務に対する意欲向上に取り組む。	生活相談員	通年

2. 介護支援専門員 4年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ケアプランの作成	入居者のニーズに沿ったプランの作成	作成に関して、ご本人と面談を行う。各職種、担当職員からの聞き取りなどにより入居者のニーズを把握する。	介護支援専門員	月 1 回
ケース検討	課題解決に取り組む	サービス担当者会議を開催し、各職員と要望を共有・連携し個別の課題解決に取り組む。	介護支援専門員	月 1 回
サービス内容の充実	安心して楽しく生活していただけるようなサービスを提供する。	入居者様、家族様とコミュニケーションを図り、要望を把握する。様々な視点から個別のニーズに即したサービスを展開し、実践していく。	介護支援専門員	通年

3. 看護 4年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
定期健診	健康管理	・年/1 回 胸部 X-P を実施 ・随時採血等、検査を実施 ※要治療の方は医師の指示	嘱託医 看護職員	通年 入居者の状態に応じて施行
衛生管理	食中毒及び感染症対策委員会	内部研修の実施 予防接種の実施	看護職員 介護職員 嘱託医	年 1 回 入居時及び適宜
カンファレンス	看護、介護の問題点を探る入居者の状態や情報の共有	サービス担当者会議における個別のケースカンファレンスを実施	看護職員 介護職員 栄養士 機能訓練指導員	通年 毎月 1 回

4. 事務 4 年度事業計画（従来型と共通）

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
光熱費の管理	無駄な光熱費の削減	無駄な照明・空調等の使用があったら止める。	施設長 事務長 事務員	通年
		職員に無駄な使用がないように呼びかける。		
		年間を通し、電気・ガス使用量を記録し、前年と対比して管理する。		
物品及び購入先の見直し	経費の節減	恒常的に購入している物品について、同等の機能で価格の低いものに見直す。	施設長 事務長 事務員	通年
		購入先業者を惰性で継続せず、複数社より見積を取って低価格を提示した業者に変更する。		
施設周辺の環境整備	清潔で美しい環境づくり・景観の維持	新施設建物周辺の庭の清掃実施。	施設長 事務長 事務員	通年
		新施設周辺空地に植樹等を実施。		
		既存施設前庭・中庭の美観を保つ。		
非常災害時への備え	防災訓練の実施	火災・夜間災害・風水害想定 of 防災訓練を年間で計 3 回実施する。	全職員	6 月・12 月・3 月

Ⅲ. 各委員会の事業計画

1. リスク委員会（事故防止・身体拘束廃止委員会） 4 年度事業計画（従来型と共通）

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
リスクマネジメント委員会の開催	入居者の事故防止及び事故発生後の再発予防対策	施設長、各部署の介護職員を交えリスクマネジメント委員会を開催し、再発防止策を協議し、各職員に周知を図る。	リスクマネジメント委員	毎月 1 回
	身体拘束廃止の取り組み	リスクマネジメント委員会を開催し、拘束が行われている場合は、解除や廃止に向けて代替案を考慮し、具体的な解決方法を協議する。	リスクマネジメント委員	毎月 1 回
		身体拘束廃止についての内部研修を実施し、介護・看護職員を対象に、その弊害や法的位置付け、廃止のための方法等を学ぶ。	リスクマネジメント委員	年 2 回
身体拘束に関する施設内監視	無断で安易な拘束をさせない	委員を中心に施設内において、安易な拘束や、無断での拘束を行っていないか注視し、あれば即時停止させ、注意説明や指導を行う。	主任 副主任 担当委員	通年
施設内部研修の実施	職員の意識向上	職員が事故を予防するための注意点を具体的に学習できる研修を実施する。	主任 副主任	年 1 回

2. 感染症予防委員会 4年度事業計画（従来型と共通）

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
食中毒及び感染症対策委員会	食中毒及び感染症予防	内部研修の実施	主任 副主任	年1回
食中毒及び感染症対策委員会を定期開催する。	食中毒及び感染予防のため	毎月1回委員会を開催し、各職員に研修内容の周知を図る。 参加者（委員）は施設長・看護職員・介護職員・栄養士・事務員の各職種より1名程度参加。	担当委員	毎月1回

3. 衛生委員会 4年度事業計画（従来型と共通）

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会の開催	新たな産業医を迎え、職場内の衛生・安全環境を確立する。	毎月1回の委員会を開催し、研修内容を各職員に周知を図る。	担当委員・産業医	毎月1回
労働災害の未然防止やメンタルヘルス維持のための活動の計画・実施。		・各部署の現状把握 ・対応・予防策の協議 ・研修内容の周知 ・産業医の助言指導		

4. 入居検討委員会 4年度事業計画（従来型と共通）

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会の開催	適正な入居受け入れを行う。	毎月1回の検討委員会を開催する。	生活相談員	毎月1回及び随時
申込者の優先度の検討。		入居申し込み者の詳細な情報をもとに、入居基準に則って入居順位を決定する。		

特別養護老人ホーム 菰野聖十字の家（従来型）

令和4年度 事業計画

事業内容： 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） 定員 30 名

I. 施設運営の基本方針

「施設を利用される皆様が、それまでの暮らしをできるだけ継続でき、安全に、安心して、楽しく生活していただくためのサービスを提供する」ことを基本方針とする。

① 「暮らしの継続」について

- ・入居される方の生活史、生活リズム、こだわりなどについて、ご本人やご家族に聞き取りなどして確認し、それをもとに施設サービス計画を立案してサービス提供を行うことで、その方の生活が、できるだけ以前のものと大きく変わらないように配慮していく。

② 「安全」について

- ・感染症への罹患は生命の危機に直結するため、施設内でまん延させることのないようにする。感染症委員会が策定した予防計画を全職員が再確認し、継続的に実行していく。
- ・事故の危険性を少なくするため、リスクマネジメント委員会を中心として対策を立案し、利用者個々の事故リスクとその対策を立案するとともに、事故・ヒヤリハット報告書を全職員で共有し、事故予防に努めていく。

③ 「安心」について

- ・入居者の皆様に「この施設にいと安心できる」「穏やかな気持ちで生活できる」と思っただけのような施設となることを目指す。このためには職員の資質向上が不可欠であり、法人内研修や施設内研修を実施するほか、外部研修にも積極的に参加していく。
- ・「身体拘束の全廃」を目指し、委員会を中心として、当施設において身体拘束及びそれに類する行為を行わないように監視を行うとともに、緊急やむを得ない事由により拘束を行わざるを得ない場合は、早急にそれが解除できるよう、関係職種が連携しながら取り組んでいく。

④ 「楽しく」について

- ・食事会やレクリエーション、お茶会などの小規模なイベントをいくつも実施できるようにする。
- ・花の栽培、庭の散策などを通し、入居者の方々が自然と触れ合える機会を多く持てるようにする。

II. 運営上の目標

1. 運営安定化のための稼働率向上・維持

施設財政の安定化が最優先であるため、その実現のために以下の目標を掲げ、実行していく。

年間ベッド稼働率目標：98%

利用希望者を増加させるため、病院・居宅介護支援事業所等を定期的に訪問し、利用を呼び掛ける。また、地域の催しなどに参加しながら、施設のPRを行う。

2. 経費の節減

電気・ガス・水道および消耗品類につき、使用状況を管理するとともに、物品の購入価格比較を行うことにより、支出の削減に努める。

3. 人材の定着化・育成

利用者の方に喜んでいただけるサービス提供を継続して提供するためには、職員の定着化・育成は不可欠の課題である。

1年度より介護職員の採用活動を行い、人数としては安定化しつつあるが、この状況が継続できるよう、I-③に掲げた人材育成を実施するとともに、働きやすい職場を作るよう、様々な取り組みを行う。

4. 効率化

すべての職員が事業所内の各パソコンにて事故・ヒヤリハット報告書、通達、研修報告書、議事録などの回覧、確認ができるシステムを構築し、ペーパレス化及び業務の効率化を図る。

III. 各職種の事業計画

1. 介護職員 4年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ミーティングの実施	職員間の意見交換を行い、業務やサービスの改善、周知徹底を行う。	施設における入居者支援、日常生活内での意見や改善点を定期的に協議し、サービスの改善に繋げる。	介護職員 看護職員	毎月1回
事故の発生予防について	事故防止 事故再発防止	事故予防に繋がる視点を全職員が持ち、情報共有を図って事故防止に努める。	全職員	随時

レクリエーションの実施	余暇活動の充実と、コミュニケーションによる精神的ケアを図る	入居者の方と季節に合った飾り付けの作成・展示を行うと共に、DVD 体操を毎日実施して意欲的に過ごせる環境を提供していく。	介護職員	毎日/随時
写真送付の実施	御家族に施設での入居者の写真を送付し、様子を見て安心して頂く。	書類の送付時に写真を同封する。お楽しみ食事会や文化活動開催時などを含めた日常の入居者の写真を積極的に撮影する。	介護職員	随時
排泄環境の見直し	快適な排泄環境の整備と、経費削減に取り組む	個々の利用者にあった排泄環境を提供し、生活動作の維持と、使用紙オムツ類の見直しによる経費削減に取り組む。	介護職員	随時

2. 生活相談員 4 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
入居調整	年間稼働率 98%	施設見学・入居相談があるときは、真摯な対応を心掛け、分かり易い説明を意識し、優先的に対応する。	生活相談員	通年
		入居検討委員会を定期的に開催し、入居候補者の調整を行う。	生活相談員	月 1 回
		外部の病院、居宅の事業所と入居及びショートステイの受け入れの調整を行う。	生活相談員	必要時
		施設のパンフレットを居宅介護支援事業所、病院等に配布する。	生活相談員	必要時

入居者様、家族様とのコミュニケーション	満足度の向上、不安や不満の把握と解消	入居者様、家族様とのコミュニケーションを密に図り、施設生活における入居者様の要望を確認したり、生活の様子を家族様に報告する。 ご質問、ご相談、苦情がある時は、迅速に対応する。	生活相談員	通年
職員教育	介護職員のスキルアップ	各職員の課題を把握し指導・助言する。副主任と協力し、職員の業務に対する意欲向上に取り組む。	生活相談員	通年

3. 介護支援専門員 4年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ケアプランの作成	入居者のニーズに沿ったプランの作成	作成に関して、ご本人と面談を行う。各職種、担当職員からの聞き取りなどにより入居者のニーズを把握する。	介護支援専門員	月1回
ケース検討	課題解決に取り組む	サービス担当者会議を開催し、各職員と要望を共有・連携し個別の課題解決に取り組む。	介護支援専門員	月1回
サービス内容の充実	安心して楽しく生活していただけるようなサービスを提供する。	入居者様、家族様とコミュニケーションを図り、要望を把握する。様々な視点から個別のニーズに即したサービスを展開し、実践していく。	介護支援専門員	通年

4. 看護 4 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
定期健診	健康管理	・年/1 回 胸部 X-P を実施（入居者） ・年/2 回 バイタル測定、検尿を実施（夜勤職員） ・随時採血等、検査を実施 ※要治療の方は 医師の指示	嘱託医 看護職員	通年 入居者の状態に 応じて施行
衛生管理	食中毒及び感染症対策委員会	内部研修の実施 予防接種の実施	看護職員 介護職員 嘱託医	年 1 回 入居時及び適宜
カンファレンス	看護、介護の問題点を探る 入居者の状態や情報の共有	サービス担当者会議における個別のケースカンファレンスを実施	看護職員 介護職員 栄養士 機能訓練指導員	通年 毎月 1 回

5. 事務 4 年度事業計画（ユニットと共通）

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
光熱費の管理	無駄な光熱費の削減	無駄な照明・空調等の使用があったら止める。	施設長 事務長 事務員	通年
		職員に無駄な使用がないように呼びかける。		
		年間を通し、電気・ガス使用量を記録し、前年と対比して管理する。		
物品及び購入先の見直し	経費の節減	恒常的に購入している物品について、同等の機能で価格の低いものに見直す。	施設長 事務長 事務員	通年
		購入先業者を惰性で継続せず、複数社より見積を取って低価格を提示した業者に変更する。		

施設周辺の 環境整備	清潔で美しい 環境づくり・ 景観の維持	新施設建物周辺の庭の 清掃実施。	施設長 事務長 事務員	通年
		新施設周辺空地に植樹 等を実施。		
		既存施設前庭・中庭の 美観を保つ。		
非常災害時 への備え	防災訓練の実 施	火災・夜間災害・風水 害想定 of 防災訓練を年 間で計 3 回実施する。	全職員	6 月・12 月・ 3 月

6. 居宅介護支援 4 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
利用者の確 保	事業所運営の 安定化	事業所としての要介護 者平均利用者数目標 を、65 名とし、実現 のために行政や地域包 括 C と連携し、取り組 む。	介護支援 専門員・ 管理者	通年
研修機会の 確保	介護支援専門 員としての資 質向上	内部研修年 4 回実施、 外部研修年 6 回参加す る。	介護支援 専門員	通年
連絡・調整	職員間・職種 間連携の強化	毎週ミーティングを実 施し、諸課題について 協議するとともに、必 要事項を伝達する。	介護支援 専門員・ 管理者	週 1 回 (土曜日)

Ⅲ. 各委員会の事業計画

1. リスク委員会（事故防止・身体拘束廃止委員会） 4 年度事業計画（ユニットと共通）

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
リスクマネジメント委員会の開催	入居者の事故防止及び事故発生後の再発予防対策	施設長、各部署の多職種の職員を交えリスクマネジメント委員会を開催し、新たなマニュアルを用いて再発防止策を協議し、各職員に周知を図る。	リスクマネジメント委員	毎月 1 回
	身体拘束廃止の為の取り組み	リスクマネジメント委員会を開催し、拘束が行われている場合は、解除や廃止に向けて代替案を考察し、具体的な解決方法を協議する。	リスクマネジメント委員	毎月 1 回
		身体拘束廃止についての内部研修を実施し、介護・看護職員を対象に、その弊害や法的位置付け、廃止のための方法等を学ぶ。	リスクマネジメント委員	年 2 回
身体拘束に関する施設内監視	無断で安易な拘束をさせない	委員を中心に施設内において、安易な拘束や、無断での拘束を行っていないかを注視し、あれば即時停止させ、注意説明や指導を行う。	主任 副主任 担当委員	通年
施設内部研修の実施	職員の意識向上	職員が事故を予防するための注意点等を具体的に学習できる研修を実施する。	主任 副主任	年 1 回

2. 感染症予防委員会 4 年度事業計画（ユニットと共通）

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
食中毒及び感染症対策委員会	食中毒及び感染症予防	内部研修の実施	主任 副主任	年 2 回
食中毒及び感染症対策委員会を定期開催する。	食中毒及び感染予防のため	毎月 1 回委員会を開催し、各職員に研修内容の周知を図る。 参加者（委員）は施設長・看護職員・介護職員・栄養士・事務員の各職種より 1 名程度参加。	担当委員	毎月 1 回

3. 衛生委員会 4 年度事業計画（ユニットと共通）

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会の開催	産業医を中心に、職場内の衛生・安全環境を確立する。	毎月 1 回の委員会を開催し、各職員に研修内容の周知を図る。	担当委員 産業医	毎月 1 回
労働災害の未然防止やメンタルヘルス維持のための活動の実施。		・各部署の職場環境の把握 ・対応・予防策の協議 ・研修内容の周知 ・産業医の助言指導		

4. 入居検討委員会 4 年度事業計画（ユニットと共通）

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会の開催	適正な入居受け入れを行う。	毎月 1 回の検討委員会を開催する。	生活相談員	毎月 1 回及び随時
申込者の優先度の検討。		入居申し込み者の詳細な情報をもとに、入居基準に則って入居順位を決定する。		

菰野聖十字の家 老人短期入所事業 令和4年度 事業計画

I. 事業内容

老人短期入所事業（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護） 7床

II. 施設方針

行政や他の事業所と連携し緊急利用の依頼には可能な限り対応するとともに、終末期の方の受け入れにも対応できるよう、ご家族・主治医とも連携を密にした運営を行う。

また、医療・介護・リハビリテーションの提供など、施設の機能を利用しているただくことにより、心身機能の向上と在宅での安心できる生活を継続できるよう支援する。

年間稼働率目標を95%とする。

III. 事業計画

計 画 事 項	実施内容
個別サービスの提供	・ 事前訪問面接、居宅ケアプラン、薬事情報等による情報の収集を確実にし、利用者に不利益とならない個別サービスを提供できるように取り組む。 ・ サービス担当者会議への参加。
地域との連携の強化	・ 保険者等が開催する事業者会議・地域ケア会議等に定期的に参加し、他事業所、医療機関、保険者等との連携を深める。
コミュニケーションの重視	・ ケアマネジャーやご家族より要望や注意事項などを伺い、個別のサービス提供の満足度向上につなげる。希望に応じ専門的なリハビリも提供していく。 ・ 利用中の体調不良や死亡の恐れがある方についてもお受けできるよう、ご家族との連携を密にする。利用者やご家族の意向を確実に把握し、主治医の往診、死亡診断が可能となるような調整に力を注ぐ。

柔軟な受け入れ態勢の強化	・ご家族に送迎いただければ、朝食時からの受け入れ又は夕食後までの受け入れに対応できるようにする。またご家族からの様々な送迎時間の要望に応えられる体制をつくる。 ・障害者支援施設と連携を図り、ご希望があれば障害者の方と保護者（ご高齢の要介護者等）が同時に安心して利用できるショートステイを調整できるように努める。 ・介護者の体調不良等で在宅介護が緊急に困難になった場合は空床利用も併せて柔軟にショートステイを受け入れていく。
持ち物の紛失・忘れ物の防止	・持ち物の紛失・忘れ物に全職員が責任を持つようにする。具体的には紛失・忘れ物等の謝罪の電話は必ず担当職員が行い、忘れ物の場合は基本的に当日中に担当職員がご自宅に届ける体制とする。 ・忘れ物、紛失をした場合は「ショートステイ忘れ物報告書」に担当職員が忘れた理由及び再発防止策を記入し、朝礼で3日間申し送る。 ・忘れ物で特に多い口腔ケアセット（歯ブラシ、コップ、歯磨き粉等）、薬に関して「利用者所有物管理書」を改訂し送迎担当職員が最終チェックを行うようにすることで、退去チェックと最終チェックのダブルチェックが出来る体制を整える。
最終排便日、体調等を確実に把握し、ショートステイ中適切な対応ができるようにする。	・ショートステイお迎え時に職員は「ショートステイ利用者 入居時個別確認表」を用い、ご家族様から「利用期間」「利用申込書の有無」「指示薬の有無」「最終排便日」「体調」「その他特記事項」をお聞きする。また、バイタル測定、入浴サービスの提供を忘れないよう、「ショートステイ利用者 入居時個別確認表」を用いチェックする。

特別養護老人ホームの併設事業であるため、上記以外の内容は本体事業に準じる。

介護老人保健施設 聖十字ハイツ

令和4年度 事業計画

I. 事業内容

介護老人保健施設（短期入所療養介護含む） 100 床

II. 施設方針

地域の福祉拠点として「利用者と誠実に向かい合い、その人とともに生き、感じ、その方が望む生活を実現していく」という目標のもと、地域の福祉サービスを必要とする方々が、本当に安心して、その人らしい意欲的な生活を実現していくために、その方の思いを共感し、職員がその気持ちに誠実に寄り添い、ともに課題を乗り越え、自立した生活を送ることができるよう、具体的な支援を実施していく。また、医療・看護・介護・リハビリテーション分野の各専門職が連携し、同じ目標のもと、継続的な支援、身体状況の維持向上のための効果的なサービスを提供する。

また、昨年度、新型コロナウイルス感染が施設内で拡大した状況を真摯に受け止め、今後、正しい感染防止対策の知識を職員全員に周知徹底するとともに、施設内での感染防止対策を継続して進め、利用者、地域の安全を守るための具体的サービスを提供していく。さらに、今後の在宅復帰・在宅療養支援機能のさらなる充実を図り、地域の医療・福祉機関とも積極的に連携を深め、本格的な在宅復帰支援施設として機能していくために、さらなる研究・実践を進めていく。

III. 今年度の重点的取り組み内容

重点項目事項	実施内容
【感染症対策の強化】 新型コロナウイルスをはじめとする感染症に対する感染防止対策を徹底し、安全で安心できる施設環境を構築する。	・ 感染症対策委員会を定期的開催し、職員への感染防止策の周知徹底を図る。 ・ 指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施を定期的実施し、職員個々の感染防止に対する行動力向上を図る。 ・ 感染症発生時の「業務継続計画（BCP）」に沿って感染症発生時に迅速、冷静な行動がとれる体制を整備する。 ・ より効果的な消毒機器や、感染防止用機器の導入を検討、実施する。

【人権擁護・虐待防止】 常にその方の「喜び」「しあわせ」「安心」が何なのかを聞き、施設や職員の都合ではなく、利用者の視座に立った支援の実現を目指す。	・ 単に虐待という行為の防止ではなく、日常のサービス提供の中で、スタッフは常に、その言葉や態度で利用者の人権を傷つける可能性があるということを十分に理解し、日々の業務態度やコミュニケーション技術をより良い形へ変えていく研修や意見交換を定期的実施する。 ・ 常に利用者権利擁護指針を遵守し、日頃より利用者の基本的人権を侵害することなく、利用者一人ひとりのニーズに応えるサービス提供を提供する。
【認知症ケアの充実】 利用者の方々自身の内的世界を受け入れて、心から寄り添うことができる支援者を目指す。	・ 認知症についての理解の下、利用者主体の介護を行い、認知症の方の尊厳の保証を実現していく観点から、介護にかかわるすべての者の認知症対応能力を向上していくための研修を積極的に実施する。 ・ 具体的には施設内研修に加え、タブレットでのYoutubeを活用したオンライン研修、さらには「認知症介護基礎研修」、「認知症介護実践者研修」、「認知症介護実践リーダー研修」の受講を計画的に進めていく。

IV. 具体的事業計画

計 画 事 項	実 施 内 容
【基本理念】 職員全員が利用者と誠実に向かい合い、その人とともに生きていく姿勢やサービス提供体制を構築する。	・ 利用者の不安や困難状況の内容を共感し、職員がその思いに誠実に寄り添い、ともに課題を乗り越え、利用者の方々が自らの意思で生きること喜びを感じていただけるような支援を提供する。 ・ 誠実なコミュニケーションときめ細かな観察、適切で迅速な支援行動をとり、利用者の安心と安全を確保する。 ・ 高齢者の方々を常に孤独にせず、利用者も、援助者も、ともに自然に笑顔になる暮らしの場を構築する。

【具体的サービス内容】 一人ひとりのニーズに沿った効果的な医療・介護・看護・リハビリテーションを提供し、利用者の方々に喜び、満足していただける支援を実現する。	・ 専門的な視点で、多職種協働のもと、より深いニーズの把握および効果的なプランの策定に努める。 ・ 利用者の方々の表面上の障害や疾病、記録だけを見るのではなく、人生や生活全体に寄り添い、適切な医療・看護・福祉サービスが提供できる人間関係を構築する。 ・ 現状であきらめず、常に、「さらに良い状態」を目指して適切なアセスメント、課題分析を行い、具体的プランをチーム全体で策定・実行する。 ・ 感染防止上の面会制限の中、新たな利用者、家族とのコミュニケーション、オンライン面会の方法を構築する。
【施設内組織の再編成】 各職員の質の向上や、より効果的なサービス提供のための組織の改革、再編成を行う。	・ 稼働率の確保と、在宅復帰施設への移行のための回転率5%の確保のために、「地域連携室」をさらに充実させるとともに、相談員体制および介護支援専門員体制を充実し、業務内容を明確化する。 ・ 相談部門およびリハビリ部門については、入居、短期入所、通所、訪問の各事業が常に連携した体制を構築することにより、より継続的な地域での生活の維持に貢献する。 ・ 各チームリーダーの役割、権限、教育担当者としてのOJTでの役割を明確にし、各職員のさらなる意欲、資質の向上を実現する。
【科学的介護推進体制】 施設内の記録のデジタル化と、専用端末による入力体制を確立し、業務の効率化と明確化を図る。	・ 現在活用しているデジタル記録管理システム「Care Palette」の運用を、看護、介護、リハ、栄養の各部門で確実に運用し、一元的に管理、連携できるよう進めていく。 ・ 感染防止のための面会制限の中、ご家族へのプランの説明、情報提供や状況報告についても、メールやLINEを活用してのあらたなコミュニケーション方法の活用を積極的に導入していく。 ・ 上記のソフト等を有効活用することにより、「科学的介護推進体制加算」を算定し、安定した収入の確保に努める。

【認知症ケアの充実・向上】 認知症ケア向上のための教育訓練を実施し、より安心していただける関係、専門的ケア内容を構築する。	・ 認知症の症状をお持ちの方についても、安心して生活していただくために、より深いコミュニケーション能力、専門的知識の習得を目指して、教育訓練を実施するとともに、日々のサービス提供の中で、常にチーム内で自らのケアを見直し、利用者にとって安心していただける関係を構築していく。
【リハビリテーションの推進】 専門職による、より効果的なリハビリテーションの実施	・ 個別のリハビリテーション計画のもと、利用者の身体状況、目標にあわせた個別リハビリテーションの実施をさらに進め、身体機能、社会生活の向上に努める。 ・ 理学療法士、作業療法士、さらに看護・介護職員協働のもと、より良い生活のためのリハビリを実施していく。
【相談援助機能の向上】 福祉サービスを必要とされている方々の声に真摯に耳を傾け、迅速に必要なサービスを提供し、地域の方々に信頼される相談支援・地域連携体制を作り出し、地域福祉に貢献する。	・ 地域福祉の拠点として、他の医療機関や、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所とも緊密に連携を取り、在宅復帰に向けた支援、緊急を要するケースや、医療ニーズの高い方や、重度の認知症の方にも積極的に対応していく。 ・ 施設利用相談への対応は100%相手の側に立ち、相手の困りごとや課題に対し、専門職として、真摯に対応を行う。 ・ 相談員のソーシャルワーク教育および面接、地域連携等の専門的教育訓練を定期的実施し、将来的な在宅復帰支援施設に向けて、職員の資質、技能の向上を図る。
【多職種協働・連携】 医療・リハ・介護部門の各専門職が多職種協働体制で、連携し、利用者の方々の意欲や身体状況の向上を目指す。	・ 多職種協働のチームで対応することによって、利用者の身体的、心理的、社会的な問題、及び家族も含めた複雑なニーズにより深く対応し、健康とQOLの向上、さらには具体的な喜びをもたらす効果を生み出す。 ・ 多職種間で、知識と技能を分かち合うことによって、各専門職に求められているものをより明確にし、より総合的かつ人間的なサービスを提供できる体制を作り出す。
【委員会活動の充実】 個々の職員が、積極的にサービスの向上に参画するために、各種委員会活動を進めていく。	・ リスクマネジメント委員会、感染症対策委員会、高齢者ケア検討委員会等、各種委員会の活動をさらに充実させ、各職種それぞれの専門性を生かした、より効果的なサービスを、職員全員で構築していく。

【研修・教育訓練】 専門的な教育訓練を実施し、職員の意欲や専門知識の向上を図り、利用者の満足度向上につなげていく。	・ 法人の理念、施設の業務目標を明確に職員に伝え、常に「利用者様の喜び・満足の実現」という視点での教育訓練を計画に沿って実施する。 ・ 毎月、専門研修として、介護看護職員に対し、参加形式の教育訓練を実施する。また、現場でのOJTとして職員個々が自分で考え、利用者が満足される結果を生み出す業務、教育体系を構築する。 ・ 外部研修の機会を積極的に作り、施設内に具体的に取り入れていくための体制づくりを進めていく。
【食事満足度の向上】 利用者の方々に「おいしい」「楽しい」「満足した」と感じていただける食事の提供を目指していく。	・ 利用者が真に「おいしい」と感じ、ご満足いただける食事とすることを目的に、管理栄養士、調理員、理学療法士、作業療法士、介護看護職員共同で献立の見直しや食形態の多様化、行事食の実施、食事介助のあり方の改善等を積極的に検討・実践・評価を行い利用者の食に対する満足度の向上を図る。 ・ 摂食・嚥下障害がみられる利用者に安全かつ美味しいソフト食を提供できるように、他の医療機関と連携・協力を図りながらソフト食、ムース食の質の向上と多様化、療養食の導入を図る。
【事故予防・感染症予防対策】 介護事故、食中毒・感染症発生等を予防し、利用者の方々の安全・安心を確保し、適切なリスクマネジメントを実施する。	・ 事故・ヒヤリハット内容の分析を丁寧に行い、原因を明確にすることで、事故・ヒヤリハットの発生率低下を目指す。 ・ 感染症対策の取り組み状況を介護・看護職員間で随時評価し、より効果的な対策を日常的に実施し、日々の衛生管理の徹底、利用者の感染症発生の防止に努める。
【施設環境の維持・整備】 施設内の設備、機器の管理、清掃等を適切に実施し、利用者にとって最適な環境を提供できる体制を作る。	・ 全員の職員が温度、湿度、室内の明るさ、騒音等に常に気を配り、快適な生活空間の維持に努める。 ・ チェックリスト、年間行動計画に沿って定期的に設備を点検し、また、清掃を実施し、不備や破損について早急に対応することにより、安全な生活環境を確保する。

【防災対策】 適切な防災計画の策定と、火災、地震、風水害等の緊急時に負傷者の救護やケアの提供が速やかに対応できる体制の構築をめざす。	・ 併設施設と連携しながら、年3回以上の防災訓練を実施する。なお、火災時の消化、避難訓練だけでなく、風水害を想定した訓練や地震時の対応も行い、あらゆる災害にも適切かつ迅速な行動がとれるように職員教育に努める。 ・ 緊急時に必要な食糧、飲料水、介護材料等の備蓄を行い、災害時に迅速に活用できる体制を整える。
【広報活動・情報発信の充実】 広報活動の充実を図り、利用者、家族、地域の方々に積極的に有効な情報発信を図る。	・ 法人ホームページ、施設広報誌「もみの木」により、利用者に役立つ広報活動を積極的に実施する。 ・ 利用者、職員確保のための効果的な情報を地域に継続して提供し、人材の確保に努める。
【適切な経営管理】 施設安定経営と、適切なサービス提供確保のための専門職種確保および経費節減、施設稼働率の確保	・ より効果的な広報活動を導入するとともに、各種学校との連携を図り、医療・福祉分野の専門職確保を進めていく。 ・ 経費節減のための具体策を策定し、個々の目標に向けて合理化、効率化を図る。 ・ 日頃より、適切な体調管理、水分、栄養補給に努め、利用者の健康を維持していくことで、入院に至るような疾病、事故を防止する。 ・ 適切なベッド稼働管理を行うとともに、近隣の医療機関、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所と緊密に連携し、利用者の確保に努め、稼働率98%、回転率5%を常に維持し、安定した収入の確保に努める。

聖十字ハイツ 通所リハビリテーション 令和4年度 事業計画

I. 事業内容

通所リハビリテーション 20名

II. 事業方針

今年度より定員を20名に増員し、地域や家族の中で可能な限り在宅生活を継続していただくための福祉拠点として、専門的リハビリテーションを実施するとともに、さらに楽しいレクリエーション、安心・満足のための介護、看護、さらには心温まる交流の場を提供する。さらに「利用者と誠実に向かい合い、その人とともに生き、感じ、その方が望む生活を実現していく」という目標のもと、福祉サービスを必要とする方々が、本当に安心して、その人らしい意欲的な生活の実現を目指すために、その方の不安や混乱の内容を共感し、職員がその苦しみに誠実に寄り添い、ともに課題を乗り越え、自立した生活を送ることができるよう、具体的な支援、サービスの提供を明確なプランを立て、実現していく。また訪問リハビリテーションや、医療・看護・介護・リハビリテーション分野の各専門職が緊密に連携するとともに、主治医、介護支援専門員、関係医療福祉機関とも協力体制を築き、より効果的なサービスが継続して提供できる体制を整備していく。

III. 事業計画

計 画 事 項	実 施 内 容
【基本理念】 職員全員が利用者と誠実に向かい合い、その人とともに生きていく姿勢を基本に、より効果的なリハビリテーション・各種サービス実施体制を構築する。	・ 利用者の方々の希望、意欲、残存能力等に注目し、自らが「元気になりたい」「楽しく生活したい」と感じていただけるリハビリテーションを実施する。 ・ 利用者の不安や困難状況の内容を共感し、職員がその思いに誠実に寄り添い、ともに課題を乗り越え、利用者の方々が自らの意思で生きること喜びを感じていただけるような支援を提供する。 ・ 誠実なコミュニケーションときめ細かな観察、適切で迅速な支援行動をとり、利用者の安心と安全を確保する。 ・ リハビリテーションを通じて、高齢者の方々を常に孤独にせず、笑顔で過ごせる地域での生活を実現する。 ・

【多様なリハビリの展開】 身体的機能訓練に加え、認知症の方へのケア・リハビリ、さらには地域リハビリテーションの展開の体制を構築する	・ 現在、中心的に実施している身体的機能訓練に加え、在宅生活を維持していくための生活訓練、嚥下、言語訓練、さらには脳の活性化のための楽しいリハビリテーション等も積極的に導入していく。 ・ 新たに認知症の症状をお持ちの利用者に対する専門的ケアの実施体制を構築するとともに、より専門的な認知症ケアの実施に向けての検討を進めていく。
【地域・事業所内の連携】 新たに事業を開始した訪問リハビリテーション事業等と連携し、地域住民の健康づくり、身体機能の向上に多角的に貢献する。	・ 訪問リハビリテーションとも緊密に連携し、地域の高齢者が在宅での生活を維持継続できるような機能訓練や各種支援を総合的に提供する。 ・ 介護老人保健施設の利用後、在宅復帰される方の継続的なフォローアップのために、介護支援専門員や支援相談員とも情報交換を密にし、安心して自宅での生活を継続できるような環境整備、機能訓練の提供を行う。
【具体的サービス内容】 一人ひとりのニーズに沿った効果的な医療・介護・看護・リハビリテーションを提供し、利用者の方々に喜び、満足していただける支援を実現する。	・ 利用者の意思を尊重し、望ましい在宅生活が過ごせるようチーム全体で支援する。そのため、利用者に応じた目標と支援計画を立て、必要な医療、看護や介護、リハビリテーションを提供する。 ・ 体力や基本動作能力の獲得、活動や参加の促進、家庭環境の調整など生活機能向上を目的に、専門的なリハビリテーションを行う。 ・ 利用者の方々の表面上の障害や疾病、記録だけを見るのではなく、人生や生活全体に寄り添い、適切な医療・看護・福祉サービスが提供できる人間関係を構築する。 ・ 現状であきらめず、常に、「さらに良い状態」を目指して適切なアセスメント、課題分析を行い、具体的に、今後の療養生活の支えとなるようなリハビリテーション計画を策定する。 ・ 各職種の専門的な知識等を他職種にも可能な範囲で指導・教育を行い、情報の共有や相互に活発な意見交換等が実施できる体制を構築する。 ・

【相談援助の充実】 福祉サービスを必要とされている方々の声に真摯に耳を傾け、迅速に必要なサービスを提供し、地域の方々に信頼される相談支援・地域連携体制を作り出し、地域福祉に貢献する。	・ 地域福祉の拠点として、他の医療機関や、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所とも緊密に連携を取り、緊急を要するケースや、医療ニーズの高いケース、重度の認知症のケースにも積極的に対応していく。 ・ 施設利用相談への対応は 100%相手の側に立ち、相手の困りごとや課題に対し、専門職として、真摯に対応を行う。 ・ 相談員のソーシャルワーク教育および面接、地域連携等の専門的教育訓練を定期的実施し、資質の向上を図る。
【多職種協働・連携の充実】 リハ・看護介護部門の各専門職が多職種協働体制で、連携し、利用者の方々の意欲や身体状況の向上を目指す。	・ 多職種協働のチームで対応することによって、利用者の身体的、心理的、社会的な問題、及び家族も含めた複雑なニーズにより深く対応し、健康と QOL の向上、さらには具体的な喜びをもたらす効果を生み出す。 ・ 多職種間で、知識と技能を分かち合うことによって、各専門職に求められているものをより明確にし、より総合的かつ人間的なサービスを提供できる体制を作り出す。
【食事満足度の向上】 利用者の方々に「おいしい」「楽しい」「満足した」と感じていただける食事の提供を目指していく。	・ 利用者の方々が真に「おいしい」と感じ、ご満足いただける食事とすることを目的に、管理栄養士、調理員、介護看護職員共同で献立の見直しや食形態の多様化、行事食の実施、さらには食事介助のあり方の改善等を積極的かつ個別的に検討・実践・評価を行い利用者の食に対する満足度の向上を図る。 ・ 摂食・嚥下障害がみられる利用者に安全かつ美味しい、また視覚・嗅覚でも楽しめる食を提供できるように、ソフト食、ムース食の質の向上と多様化を図る。
【事故予防・感染症予防対策】 介護事故、食中毒・感染症発生等を予防し、利用者の方々の安全・安心を確保し、適切なリスクマネジメントを実施する。	・ 事故・ヒヤリハット内容の分析を丁寧に行い、原因を明確にすることで事故・ヒヤリハットの発生率低下をめざす。 ・ 感染症対策の取り組み状況を介護・看護職員間で随時評価し、より効果的な対策を日常的に実施し、日々の衛生管理の徹底、利用者の感染症発生の防止に努める。 ・ 利用者に対する不適切な言動や態度、心理的外傷や不快感をもたらすような対応とならないように常日頃から接遇向上に向けた取り組み及び不適切なケアの見直しを行う。

【施設環境の維持・整備】 施設内の設備、機器の管理、清掃等を適切に実施し、利用者にとって最適な環境を提供できる体制を作る。	・ 全員の職員が温度、湿度、室内の明るさ、騒音等に常に気を配り、快適な生活空間の維持に努める。 ・ チェックリスト、年間行動計画に沿って定期的に設備を点検し、また、清掃を実施し、不備や破損について早急に対応することにより、安全な生活環境を確保する。
【防災対策】 適切な防災計画の策定と、火災、地震、風水害等の緊急時に負傷者の救護やケアの提供が速やかに対応できる体制の構築をめざす。	・ 入所施設と連携しながら、年3回以上の防災訓練を実施する。なお、火災時の消化、避難訓練だけでなく、水害を想定した訓練や地震時の対応も行い、あらゆる災害にも適切かつ迅速な行動がとれるように平時より職員教育に努める。
【適切な経営管理】 施設安定経営と、適切なサービス提供確保のための事業稼働率の確保	・ 適切な稼働管理を行うとともに、近隣の在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所と緊密に連携するとともに、四日市市桜地区もサービス提供区域と位置づけ、利用者の確保に努め、平均利用人数 19 名を常に維持する。

聖十字ハイツ 訪問リハビリテーション 令和4年度 事業計画

I. 事業内容

訪問リハビリテーション

II. 事業方針

利用者が可能な限り住み慣れた自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。具体的には利用者の実際の生活の場にお伺いして、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ちながら、日常生活の自立と家庭内さらには社会参加の向上のための機能訓練及び専門的支援を提供する。さらに福祉サービスを必要とする方々が、本当に安心して、その人らしい意欲的な生活の実現を目指すために、その方の不安や混乱の内容を共感し、職員がその苦しみに誠実に寄り添い、ともに課題を乗り越え、自立した生活を送ることができるよう、具体的な支援、サービスの提供を明確なプランを立て、実現していく。また、医療・看護・介護・リハビリテーション分野の各専門職が緊密に連携するとともに、主治医、介護支援専門員、関係医療福祉機関とも協力体制を築き、より効果的なリハビリテーションが提供できる体制を整備していく。

III. 事業計画

計 画 事 項	実 施 内 容
【基本理念】 利用者と誠実に向かい合い、その人とともに生きていく姿勢を基本に、より効果的なリハビリテーションや専門的支援を提供する体制を構築する。	・ 末永く在宅での暮らしが維持、継続できるよう、利用者の方々の希望、意欲、残存能力等に注目し、自らが「元気になりたい」「楽しく生活したい」と感じていただけるリハビリテーションを実施する。 ・ 利用者の不安や困難状況の内容を共感し、職員がその思いに誠実に寄り添い、ともに課題を乗り越え、利用者の方々が自らの意思で生きること喜びを感じていただけるような支援を提供する。 ・ 誠実なコミュニケーションときめ細かな観察、適切で迅速な支援行動をとり、利用者の安心と安全を確保する。 ・

【サービスの質の向上】 身体的機能訓練に加え、認知症の方へのケア・リハビリ、さらには地域リハビリテーションの展開の体制を構築する	・ 自らその提供する訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図る。 ・ 事業所内研修や、外部の専門研修にも計画的に参加し、自らの技術の向上を図る。 ・ 利用者の方々の表面上の障害や疾病、記録だけを見るのではなく、人生や生活全体に寄り添い、適切なリハビリテーションや支援が提供できる人間関係を構築する。
【具体的サービス内容】 一人ひとりのニーズに沿った効果的なリハビリテーションを提供し、利用者の方々に喜び、満足していただける支援を実現する。	・ 訪問リハビリテーションの提供にあたっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう支援を行う。 ・ 利用者の方々の意思を尊重し、望ましい在宅生活が過ごせるようチーム全体で支援する。そのため、個々に応じた目標と支援計画を立て、必要な医療、看護や介護、リハビリテーションを提供する。 ・ 体力や基本動作能力の獲得、活動や参加の促進、家庭環境の調整など生活機能向上を目的に、専門的なリハビリテーションを行う。 ・ 利用者の皆様方の「健康への望み」をみとすため、真摯に相手に寄り添い、ご本人の「できること」に着眼したケアの提供を実施する。
【相談援助の充実】 福祉サービスを必要とされている方々の声に真摯に耳を傾け、迅速に必要なサービスを提供し、地域の方々に信頼される相談支援・地域連携体制を作り出し、地域福祉に貢献する。	・ 地域福祉の拠点として、利用者、家族だけでなく、他の医療機関や、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所とも緊密に連携を取り、様々なニーズにも積極的に対応していく。 ・ 利用相談への対応は 100%相手の側に立ち、相手の困りごとや課題に対し、専門職として、真摯に対応を行う。
【多職種協働・連携の充実】 リハ・看護介護部門の各専門職が多職種協働体制で、連携し、利用者の方々の意欲や身体状況の向上を目指す。	・ 医師、介護支援専門員など多職種協働のチームで対応することによって、利用者の身体的、心理的、社会的な問題、及び家族も含めた複雑なニーズにより深く対応し、健康と QOL の向上、さらには具体的な喜びを生み出す。 ・ 各専門職種間で、知識と情報を分かち合うことによって、各専門職に求められているものをより明確にし、より総合的かつ人間的なサービスを提供できる体制を作り出す。

【事故予防・感染症予防対策】 介護事故、感染症発生等を予防し、利用者の方々の安全・安心を確保し、適切なリスクマネジメントを実施する。	・ 訪問前の健康管理、手洗い、手指消毒を徹底し、日々の衛生管理、利用者の感染症発生の防止に努める。 ・ 利用者に対する不適切な言動や態度、心理的外傷や不快感をもたらすような対応とならないように常日頃から接遇向上に向けた取り組みを行う。
【適切な経営管理】 施設安定経営と、適切なサービス提供確保のための事業稼働率の確保	・ 適切な稼働管理を行うとともに、近隣の在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所と緊密に連携するとともに、四日市市桜地区もサービス提供区域と位置づけ、利用者の確保に努め、1 日平均利用人数 8 名を維持する。 ・

ケアハウス 白百合ハイツ

令和4年度 事業計画

I 施設方針

令和3年度も新型コロナウイルスによる感染拡大によって、外出等の自粛を要請せざるを得ない状況のなか、下期になり漸く全国的に落ち着きを見せるやいなや新しい変異株の発生でさらに自粛生活が延長することとなった。令和4年度こそ日常生活を取り戻し、入居者に催しやボランティア、喫茶など生活に潤いを与えられる運営ができることを切に望む。またその際は職員全員で智慧を出し合い取り組んでいく。その他の計画事項については必須の重要項目なので継続して注力していきたい。

II 事業計画

計 画 事 項	実 施 内 容
1. 感染防止に注力し、入居者が安心して生活できる環境を提供する	施設内の環境を良好に整備し、感染症に対する入居者の方々の不安をできる限り除去し、快適かつ健康に過ごすことができるよう支援する。具体的にはオゾン除菌機器、光触媒、次亜塩素酸水などを取り入れながら、定期的なアルコール拭き取り除菌なども継続して実施するとともに職員研修を実施していく。また感染症に関する情報を入居者の方々へ迅速に提供する。
2. 入居者の方々の健康状態を把握し、ADL 低下を防ぐ	常日頃から入居者の方々の状況をしっかりと観察し、状態の変化を見逃すことなく早期受診につなげ、重症化することを防ぐ。また緊急時におけるスムーズな情報提供を可能とするためにも入居者の方々やご家族からの医療情報の確保と職員間共有を継続していく。 具体的には緊急時の速やかな情報提供のため、「緊急時情報提供書」を準備するのと同時に協力いただける方については薬情もご提出いただき、緊急時に救急隊員にすぐ手渡せるような体制を継続して実施していく。 その他、日常生活動作が低下していかないように現在、土曜日の朝に食堂で実施しているリハビリ体操も理学療法士に依頼し、令和4年度も継続して提供していく。

3. ボランティア活動を積極的に受け入れていく	昨年も本当に楽しみのない辛い 1 年であったと思われるので、入居者の方々の希望に沿ったボランティア活動を受け入れていくことで生きがいのある生活につなげていただく。具体的には入居者の方々にいつも喜んでいただいていた音楽関係の催しや入居者も参加できるボランティア活動の受け入れに努める。
4. 職員資質の向上を図る	入居者の方々の多様な福祉ニーズに対応できる人材を育成していくことを目標とし、施設内研修を行い、適切な助言ができるようにしていく。 また、施設外で行われる研修へもできる限り参加し、職員一人一人のスキルアップに努めていく。
5. 自立生活を継続していくためにできることを提案していく	入居者の方々が抱えている病気や介護への不安を軽減できるよう生活相談員を中心に親身になって支援していく。できる限り慣れ親しんだ場所での生活が継続できるよう介護保険等のサービスを利用しながら可能な限り当施設で生活していただく。そのためにも介護支援専門員、各サービス事業者との連絡・調整等の援助を行う。
6. 食中毒予防対策の強化	食中毒及び感染症対策委員会での内容を情報共有し、夏場の食中毒の予防に努める。 また居室冷蔵庫で保管されておられる食べ物についても定期的に注意喚起していく。
7. 経営安定のため高稼働率の維持に努める	日々の通所サービスへのお見送りやお出迎え、入居相談に来られる方への安心していただける丁寧な対応、関係機関との深い関係づくりを継続して取り組んでいく。本年度もこの体制を愚直に実行していくことによって安定した高稼働率の維持を目指す。昨年度の下期に多数の退去者があった影響が令和 4 年度上期にも影響する可能性が高いことから、具体的には年間稼働率 96% を目標として取り組む。

聖マリアこども園

令和4年度 事業計画

I. 事業内容

1. 保育園（保育標準・短時間認定…保育に欠ける子ども対象） 80名
2. 幼稚園（教育標準時間認定保育…保育に欠けない子ども対象） 15名
3. 子育て支援（子育て支援室、余裕活用型一時預かり保育）
4. 病後児保育

* 保育園と幼稚園を一体化させた幼児施設であり、子育て相談や親子の集いの場を提供する子育て支援を行うために、子育て支援室、病後児保育などの事業活動を含め、在園児及び未入園児も含め、地域の保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに幼児の健全な育成（保育・教育）に努めます。

* 7：30～19：00（土曜日は18：30最終）まで利用可能とし、未入園児の一時預かりなど入園児並びに未入園児の子どもと保護者のニーズに幅広く対応していきます。

* 保護者の方の親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じられるような働きかけを行います。

* 発達支援の必要な子どもについては、個別の支援計画と職員配置をし、施設を利用する全ての子どもたちと保護者の困り感を軽減するように努めます。

II. 運営の基本理念

* 神さまによって与えられた命、一人ひとりの思いを尊重しながら、豊かな人格の基礎を作るために恵まれた環境を整え、心身ともに健やかな成長を見守り援助します。

III. 基本方針

* 家庭的な雰囲気の中で一人ひとりを大切にし、安心して過ごせる環境と質の高い保育・教育により子どもたちの育ちを保障します。

IV. 事業目標

* 小学校就学前（病後児については小学3年生まで）の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供することによって、地域において子どもたちが健やかに育成される環境を整えるといった地域の幅広いニーズに応えます。

V. 年間目標・教育保育のねらい

「生きる喜びを感じ、分かち合い、心身ともに健やかにのびる子どもを見守る」

- めざすこどもの姿
- ・健康で安全な生活が出来なんでも食べる丈夫な子
 - ・優しい思いやりのある子
 - ・いろいろな体験を通して何にでも挑戦する子
 - ・自分の考えが言え友だちの考えも聞ける子

- めざすこども園の姿
- ・子どもの最善の利益を守り、子どもたちを心身ともに健やかに育てる。
 - ・「生きる力」を育て、ともに育ち合えるように援助する。
 - ・一人ひとりの発達を大切にし、あそびを通して教育的機能を行き届け人間形成の基礎を培う。

行事計画

月	事業内容 (行事)	行 事 目 標 (経験していくこと)	ね ら い (子どもの育ち)
4 月	・進級式・入園式 ・新入園児歓迎会 ・内科検診	・入園を喜び、明るく元気に登園し園生活が楽しいと感じることで集団生活の楽しさを感じる。 ・異年齢の子どもたちと関わり楽しくあそぶ。 ・日常生活に必要な基本的生活や感染症対策の習慣を身につける。	・友だちとの関わりの中で、相手の存在や立場を理解し思いやりある優しい心を育てる。 ・自分の身体や病気について関心を持ち、健康な生活に必要な基本的生活習慣や感染症対策を身につける。
5 月	・野菜の植付け ・春の遠足 ・自然の中であそぶ ・個人懇談会 ・尿、蛭虫検査	・身近な植物を知り、親しみ土に触れて野菜の苗付けを楽しむ。 ・異年齢児や先生との触れ合い楽しむ。 ・身近な春の自然に触れて戸外であそぶことを楽しむ。 ・保護者と成長や課題の確認をしながら信頼関係を培う。 ・身体や病気について関心を持ち、健康な生活に必要な基本的生活習慣を身につける。	・集団としてのきまりが分かり、友だちとのつながりを広め一緒に活動することを楽しむ。 ・友だち、先生と一緒に遠足に出かけ親しみや絆を深め、情緒の安定を図る。 ・春の自然に気づき関心を持って見たり触れたり植物の不思議さに気づき豊かな心情を育てる。 ・自分の身体や病気について関心を持ち、健康な生活に必要な基本的生活習慣や感染症対策を身につける。

6月	・温泉水プールあそび ・保育参観 ・歯科検診	・水あそびや温泉水プールあそびでのルールを確認し、健康で安全に気持ちを開放しながら水あそびを楽しむ。 ・保護者の人と一緒にこども園で楽しいひと時を過ごす。 ・進んで検診を受け、自分の健康に関心を持ちうがいや歯みがき、フッ素洗口など予防に必要な活動を進んで行う。	・積極的にあそぶ中で、運動機能の発達を図る。 ・園での生活を保護者に見てもらおう中で、楽しく過ごす中にもがんばる気持ちを持つ。 ・自分の身体や病気について関心を持ち、健康な生活に必要な基本的生活習慣を身につける。
7月	・七夕会 ・どろんこあそび ・温泉水プールあそび ・盆踊り (聖十字の家 交流会) ・特別保育 自由参観	・感じたことや思ったこと、想像したことなど色々な方法で自由に表現する。 ・お話の世界を楽しむ。 ・水あそびや温泉水プールあそびでのルールを確認し、健康で安全に気持ちを開放しながら水あそびを楽しむ。 ・家族の人と一緒に行事に参加し、地域の方と触れ合い地域交流や施設交流を楽しむ。 ・保護者の人に日頃の成果を見てもらい意欲や積極性を育む。	・七夕伝説に関心をもち、様々な体験を通して豊かな感性を育てる。 ・周りの友だちに対する親しみを深め、集団の中で自己主張し、人の立場を考えながら行動する。 ・積極的にあそぶ中で、運動機能の発達を図る。 ・地域社会の中で安心できる居場所を感じる。
8月	・温泉水プールあそび ・夏まつり ・夏のお楽しみ会	・水あそびや温泉水プールあそびでのルールを確認し、健康で安全に気持ちを開放しながら水あそびを楽しむ。 ・夏ならではのあそびを楽しむ気持ちを開放する。	・興味や関心、応力に応じて全身を使って活動することにより身体を動かす楽しさを味わい、安全についての構えを身に付ける。
9月	・防災・避難訓練 - 敬老の日 (手紙郵送) ・奉仕作業 (土曜日を利用して)	・火事や地震、不審者対策をなぜ繰り返し行っていくかを聞き、その重要性を感じる。 ・自分たちの生活との関係に気づき生活経験を広める。 ・お年寄りへのいたわりや優しさを培う。 ・保護者の方と一緒に園庭整備をし、運動会や日々の園庭でのあそびを充実させていく。	・実際に起こった時のことを考えて正しく行動しようとする。 ・祖父母との関わりの中で信頼感や愛情、優しさを持ち、人権を大切にする心を育てる。 ・健やかな育ちを促すため、安全なスペースである園庭で思いきり身体を動かしてあそぶ。

10月	・交流運動会 ・秋の遠足 ・ハロウィンパーティ ・内科検診	・運動会のお稽古に参加する中で自分の感情や意志を表現しながら自己表現や自己コントロール力、集団行動を学ぶ。 ・身近な社会や自然の環境と触れ合う中で発見を楽しみ、美しさや不思議さを感じる。 ・身近な人と関わり信頼感や愛情を持って生活する。 ・進んで検診を受け、自分の健康に関心を持ち健康で安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。	・積極的に運動する中で、運動機能の発達を図るとともに、親や祖父母、地域の方の愛情に気づきそれらの人々を大切にしようとする気持ちを育てる。 ・秋の自然に関心を持ち、豊かな心情を育てる。 ・自分の身体や、病気について関心を持ち、健康な生活に必要な基本的な生活習慣を身につける。
11月	・秋まつり（外部の方をお招きして・収穫感謝祭） ・自然の中であそぶ ・ふれあいまつり（5才児）	・秋の自然に触れ秋の実に感謝し味わう。 ・観劇を楽しみ芸術に触れる。 ・幅広い経験することによって想像性と創造性を伸ばし色々な人の働きを受け止め生活経験を広める。 ・自然との触れ合いの中で発見や感動、驚きながら季節の移り変わりの様子や美しさに気づく。 ・地域の方と触れ合いながら、まつりを楽しむ。	・様々な体験を通して、豊かな感性を育てる。 ・身近な社会や自然事象への関心が高まり、様々なものの面白さ、不思議さ、美しさなどに感動する。 ・地域の方との交流をし、温かさや地元愛を感じる。
12月	・クリスマス会 ・クリスマスパーティ	・クリスマスの意味を知る。 ・様々な表現活動を通して、想像性と創造性を伸ばす。 ・それぞれの場面を担当し、こども園の伝統行事を引き継いでいく。	・身近な社会や自然事象への関心を深め、美しさ、やさしさ、尊さに対する感覚を豊かにする。 ・みんなで力を合わせ1つのことを作り上げる喜びを培う。
1月	・新年のご挨拶 ・冬の自然に触れる	・年末年始の伝統的な行事に関心を持つ。 ・正月あそびでは、言葉や伝承あそびに興味を持ち楽しむ。 ・雪や氷に触れ冬の寒さを体感する。	・生活の中で言葉への興味や関心を育てる。 ・日本の伝承あそびに参加し、意味を知る。 ・冬の自然に触れあそびに取り入れながら興味・関心を広げる。

2月	・節分会 ・交通安全指導 ・保育参観 ・特別保育 自由参観	・節分や鬼に関する絵本や話を見たり聞いたりし、異年齢で楽しい豆まきに参加する。 ・日常生活に必要な交通安全など、基本的な習慣や態度を養う。 ・早春に向かう自然の変化に気づく。 ・講師の先生から専門分野でのレッスンを受け、興味関心を広げる。	・空想のお話を聞いたり見たり、触れたりして興味・関心を広げる。 ・交通安全に必要な基本的な習慣、態度を身につけ、そのわけを知って行動する。 ・冬から春への季節の変化に気づき自然の恵みを感じる。 ・何事にも興味を持って取り組み、知識・意欲・態度を育てる。
3月	・ひなまつり会 ・年長組社会見学 (町内5歳児とともに鳥羽水族館) ・お別れ遠足 ・お別れ会 ・春の自然を探してあそぶ ・個人懇談会 ・終了式 ・卒園式	・一緒に過ごしてきた保育者や友だちとの愛情や信頼関係を分かち合う。 ・身近な社会や自然事象への関心が高まり、様々なものの面白さ、不思議さ、美しさなどに感動する。 ・進学、進級への期待を膨らませ、家庭や保育者間の丁寧な連携の中で安心して卒園・進級する。	・一人ひとりを活かした集団を形成しながら人と関わる力を育てる。 ・集団生活の楽しさを味わい、仲間と協力する態度を身につける。 ・自信を持って毎日の生活を過ごしながら新しい生活に対する期待感を持つ。

- ★誕生会 4／21、5／19、6／16、7／21、8／18、9／15
10／20、11／17、12／8、1／19、2／16、3／2
- ★交通安全日 毎月10日前後
- ★異年齢保育 随時
- ★避難訓練 毎月1回（地震・火災・不審者・土砂災害など）また、消火訓練は毎月。
- ★身体測定 身長（4，7，10，1月） 体重（毎月） 頭囲（4，10月）
視力（2月－3才児以上）
- ★その他 5才児 — 調理実習及び、講師による特別保育として、
リトミック（30回）、体操（36回）、陶芸などの体験があります。
4才児 — 調理実習及び、講師による特別保育として
リトミック（30回）体操（36回）、の体験があります。
3才児 — 講師による特別保育として体操（36回）、の体験があります。

聖十字四日市老人福祉施設 令和4年度 事業計画

I. 事業内容

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29床
短期入所生活介護（ショートステイ）	10床
デイサービス事業	
（通所介護/介護予防・日常生活支援総合事業）	1日定員 25名
居宅介護支援事業	
在宅介護支援センター	

II. 施設方針・事業計画

1. 地域密着型介護老人福祉施設（施設入所者・短期入所生活介護）

「利用者の皆様が安全に、安心して、楽しく生活していただけるサービスを提供し、地域の福祉に貢献する」ことを基本方針とし、地域との密な交流を図りながら、これまでの生活を継続してゆけるように、ユニット型施設の特徴を活かしたサービスを提供する。

施設では、生活相談員を中心に、医務、介護、栄養・調理、事務が連携をしながら緊急なケースにも柔軟に対応し、支援を必要としている方々に広く利用していただけるよう環境を構築していくとともに、さまざまな委員会を設け、職員がその必要性を十分に理解し、実践することで感染症や事故、褥瘡等を予防し、安全な生活を過ごせるよう取り組んでいく。

また、生活の質の向上に向け、季節ごとの食事や行事・催し等を生活に取り入れ、日々を楽しく暮らしていただけるよう取り組んでいく。

併設された在宅介護サービスセンターと連携を図り、居宅サービスから施設サービスへのスムーズな移行を実現し、地域から信頼していただける施設作りを目指す。

事業目標

項目	目的	具体的な内容	実施時期
ミーティング・研修の開催	ユニットサービスの質の向上	・ユニットケア、支援方針を見直し、統一されたケアを職員が共有して入居者にとって安心な介護を行う。 ・必要な研修を、各部署において随時実施し、参加する。 ・外部研修へ参加し、内容を現場へフィードバックすることで全職員の能力向上、スキルアップにつなげていく。	1回/3か月 随時

防災対策	安全の確保	・ 日中 1 回、夜間想定 1 回の計 2 回の消防訓練を行い、日頃から災害への意識をもつよう心掛ける。 ・ 不審者情報が施設周辺に出た場合に備えて、避難、対応等の訓練を行うことで、入居者及び職員自身の安全を確保する。	2 回/年 1 回/年
ユニット内行事や外出行事の開催	生活を楽しく でいただく	・ 季節を感じられる行事や、外出可能な時期には四季を肌で感じられるよう催しを立案し、慣れ親しんだ地域の空気を感じていただく。	随時
入退去業務	稼働率の安定 施設への要望 等の把握	・ 入居検討委員会を開催し、待機者の状況や優先順位等を検討して適切な入居につなげる。 ・ パンフレットを各所へ配布する。 ・ 運営推進会議を開催し、ご家族や行政、地域の方のご意見やアドバイスを施設経営に取り入れる。 ・ ご家族との面談を行い、施設への要望や不満を聞き取り、速やかに改善する。 ・ 施設見学等を随時行い、施設の内容や雰囲気を広く知っていただく。	1 回/月 随時 1 回/2 か月 随時 随時
ケアプランの作成	満足度の向上	・ 利用者の状態の変化を注視し、必要なサービスを計画、立案する。 ・ ケアプランに沿った支援を実施できるよう、担当職員との会議の場をもつ。	随時 1 回/月
多職種との連携	問題の予防・ 早期解決	・ ユニットリーダーや看護師、相談員や栄養士、施設長との会議の場を設けることで各所の問題を早期に把握し、都度解決案を模索する。	1 回/月
服薬、健康管理 医師との連携	状態悪化の防 止、早期対応	・ 担当医と連携を密にし、情報提供を迅速に行えるように日誌等を簡潔にわかりやすく記入する。 ・ 連絡手段を確認しておき、急変時に必要な対応を行うことのできるよう、日頃から職員に徹底しておく。 ・ 誤薬を防ぐために多段階的にチェックを行い、随時実施状況を確認する。	随時 随時 随時

衛生、食品 管理	異物混入や食 中毒を無くす 備蓄の確認 食事満足度向 上	・ 厨房内の消毒、清掃を徹底し、食中毒の蔓延を防ぐことで入居者の健康を害することなく、施設での楽しみである“食”を提供することに努める。またユニット内での食事イベントを行い、満足度向上に努める。 ・ 調理場の機能が停止した場合等に備えて備蓄を常に 3 日以上確保しておく。また、長期に備えて外注業者との食事提供方法の事前の話し合いを進めておき、有事の際に対応がとれるようにしておく。	随時 随時
感染症委員 会の開催	感染症の流行 を予防する	・ 定期的に委員会を開催し、職員に意識付けを行う。 ・ マニュアルの整備、予防方法の指導を随時行い、感染予防の重要性を認識する。感染症が発生した際の対応、勤務体制等を事前に協議し、即座に動けるように情報共有を徹底しておく。 ・ 新型コロナウイルスに対するマニュアルを整備するとともに、利用者、職員の日々の健康チェックや作業ごとの消毒を実施していく。 ・ 発生時に必要な物資を常時確保しておく。	1 回/3 か月 随時
事故防止対 策	事故発生率の 減少	・ 事故防止委員会を開催し、正しい対処法と対応を身に着ける。 ・ 報告書を速やかに作成し、全職員が回覧し、周知することで同様の事故を減らす。	1 回/3 か月 随時
身体拘束の 廃止	身体拘束を無 くし、QOL を向 上する	・ 委員会を定期的に開催し、入所者のストレスの軽減や正しい対応方法を共有しながら、拘束の意味や対処法を相手の立場に立って理解する。	1 回/3 か月
褥瘡を防止 する	衛生的な健康 管理を行う	・ 定期的な委員会を開催し、予防の徹底や発症時の適切な対応を学び、栄養、清潔、体位交換の重要性を全職員に周知する。	1 回/3 か月

他事業所との連携	介護サービスの適切な利用を実現する	・隣接する通所介護や居宅支援事業所等と連携して在宅サービスから施設サービスへのスムーズな移行を実施する。 ・ご家族の意見を取り入れ、担当介護支援専門員と連携して最適なサービスを提供する。	随時 随時
----------	-------------------	--	---------------------

2. デイサービス事業（通所介護/介護予防・日常生活支援総合事業）

施設を利用していただく地域の高齢者の皆様、介護されるご家族の方々が安心して在宅生活を維持していただけるよう、質の高いサービスの提供を行い、地域の福祉に貢献するとともに、運営の安定化を図る。

事業計画

項目	目的	具体的な内容	実施時期
多職種との連携	ニーズを把握し、在宅生活に適したケアの提案 楽しく安心なサービスの提供	・送迎時以外でも会話の機会を持ち、通所だけでなく、他のサービスと連携し、その提案も行う。 ・居宅介護支援事業所や在宅介護サービスセンターと協力し、利用者だけでなく、ご家族のニーズにも適時対応しながら、地域生活を送るために必要なサービスを常に意識して援助を行う。 ・生活相談員、介護職員、看護師や栄養士と連携して、ADL, QOL の維持向上を目指したサービスを模索し、専門的な視野に立ってプランニングを行う。	随時 随時 随時
地域の方々との交流	地域福祉への貢献	・地域の方が参加できるレクを提案し、意見や悩みを相互に共有できる話し合いの場を設定、提供することで今後のサービスに反映させる。	随時

利 用 率 の 向 上	運営の安定	・定期的にミーティングを行い、利用状況、レクの改善等を話し合う。 ・随時日常の業務を見直し、効率的により多くの利用者に満足していただけのサービスを提供する。 ・ボランティアや地域行事を誘致し、老人会等の行事に参加して施設の広報をするとともに地域との結びつきを強化する。 ・障害者の方の受け入れを引き続き行う。 ・臨時の催しの際には利用者皆様に声かけを行い、同時に地域の方もお誘いして利用、参加を促していく。	1 回/月 随時 随時 随時
防災対策	安全の確保	・施設が福祉避難所に指定されていることから、避難訓練や災害に対する意識づけを日頃から行う。 ・避難場所の整備や備蓄資源を随時確認して有事に備えておく。	随時 随時
感 染 症 対 策	感染症を予防する	・マニュアル等の整備、予防を徹底することで罹患、蔓延を防ぎ、利用者の健康や施設の安全な環境を確保するための衛生管理を行う。 ・新型コロナウイルスに対するマニュアルを整備するとともに、利用者、職員の日々の健康チェックや作業ごとの消毒を実施していく。 ・必要な物資を確保しておき、流行時期には行政とも連携して対応策を事前に職員に周知し、利用者にもお知らせしておく。	随時 随時

3. 居宅介護支援事業

高齢者が在宅にて自立した生活を送ることができるよう、行政、医療、施設・居宅サービス事業者、地域包括支援センター、地域資源の活用を含め、その方にとって最も有利なサービスが受けられるように、常に利用者の立場に立って居宅サービス計画書の作成、介護保険の相談業務を行う。

事業計画

項目	目的	具体的な実施内容	実施時期
相談事業	基本業務遂行	・相談を受け、要介護認定の申請代行や取次を行う。 ・サービス計画の作成や、連絡調整、モニタリング、給付管理業務を行う。 ・地域包括支援センターから依頼を受け、要支援の利用者の介護予防計画を作成する。	随時 随時 随時
医療との連携	医療、福祉サービスの連携を図る	・かかりつけ医と協同し、在宅や入院時の速やかな支援の実施を実現する。	随時
研修等の開催、参加	知識の向上と情報提供	・外部主催の研修等へ参加し、知識を向上させるとともに外部との連携を図る。 ・事業所主催で勉強会等を行い、ご家族等の困りごとを傾聴し、情報交換する。	随時 随時

4. 在宅介護支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、予防対策から介護、医療等の多様なサービスを利用するための相談、支援を行うことを目的とし、四日市市の委託を受け、地域包括支援センターの地域窓口としての役割を担う。また、障害者やその家族からの相談についても適切な機関に繋げていく。

事業計画

項目	目的	具体的な実施内容	実施時期
総合相談窓口業務	地域の相談窓口として相談者を支える	・本人や家族、近隣住民や地域関係者からの様々な相談に対して状況の把握を行う。 ・地域の独居高齢者、高齢者世帯への定期的な訪問により見守り、相談を行う。 ・介護保険の説明や認定申請代行を行い、ケアマネージャーとの調整を行う。	随時 随時 随時
地域機関との連携	協力体制を構築する	・民生委員定例会へ参加し、情報共有を行う。 ・人権プラザ小牧運営協議会へ出席する。 ・保々地区まちづくり構想策定委員会へ出席する。 ・民生児童委員、地区社会福祉協議会、老人会、自治会等の主催行事への協力や勉強会の開催を行う。 ・在宅介護サービスセンター運営協議会を開催する。 ・介護予防教室を開催する。	1回/月 3回/年 1回/月 随時 1回/年 15回/年
権利擁護業務等	自立支援のため	・虐待や消費者被害、金銭管理等の意思決定の問題や悩みを、行政や関係機関と協力し、適切な解決、援助につなげられるよう努力する。	随時

菰野聖十字の家診療所

令和4年度 事業計画

I. 施設方針

- ・利用者のニーズに寄り添った健康管理、医療の提供を行う。

II. 事業計画

計画事項	実施内容
社会福祉法人鈴鹿聖十字会の理念に基づき、医療サービスの質の向上を目指す	・社会福祉法人鈴鹿聖十字会の理念の基、地域の各医療・福祉機関、さらには法人内の関係福祉施設と緊密に連携し、より一層、患者様及び福祉施設利用者様へ提供する医療の質向上を図り、地域の信頼を得る医療を目指す。
医療・リハ・介護部門の各専門職が多職種協働体制で、連携し、地域の患者様や利用者の方々の意欲や身体状況の向上を目指す。	・多職種協働のチームで対応することによって、患者様の身体的、心理的、社会的な問題、及び家族も含めた複雑なニーズにより深く対応し、健康と QOL の向上、さらには具体的な喜びをもたらす効果を生み出す。 ・多職種間で、知識と技能を分かち合うことによって、各専門職に求められているものをより明確にし、より総合的かつ人間的な医療サービスを提供できる体制を作り出す。
法人内関係福祉施設利用者の健康管理	・特養・障害・白百合入居者の定期投薬、臨時投薬（院外処方）
感染症防止および予防医学の推進	・新型コロナウイルス予防対策 ・インフルエンザ予防接種 ・肺炎球菌ワクチン予防接種 ・日常の健康相談